
平成27年第6回大和町議会定例会会議録

平成27年12月2日（水曜日）

応招議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀 啓君
10番	伊藤 勝君		

出席議員（17名）

1 番	今 野 善 行 君	1 1 番	平 渡 高 志 君
3 番	千 坂 裕 春 君	1 2 番	堀 籠 英 雄 君
4 番	渡 辺 良 雄 君	1 3 番	高 平 聡 雄 君
5 番	松 浦 隆 夫 君	1 4 番	馬 場 久 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	中 川 久 男 君
7 番	槻 田 雅 之 君	1 6 番	大 崎 勝 治 君
8 番	藤 卷 博 史 君	1 7 番	堀 籠 日 出 子 君
9 番	松 川 利 充 君	1 8 番	大 須 賀 啓 君
1 0 番	伊 藤 勝 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	千葉喜一君
副町長	遠藤幸則君	産業振興課長	大塚弘志君
教育長	上野忠弘君	都市建設課長	佐々木哲郎君
代表監査委員	渡邊仁君	上下水道課長	蜂谷俊一君
総務課長	後藤良春君	会計管理者兼会計課長	佐藤三和子君
まちづくり政策課長	小川晃君	教育総務課長	櫻井和彦君
財政課長	高崎一郎君	生涯学習課長	村田良昭君
税務課長	三浦伸博君	総務課危機対策室長	文屋隆義君
町民生活課長	長谷勝君	税務課徴収対策室長	浅野義則君
子育て支援課	内海義春君	産業振興課農林振興対策官	熊谷実君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主 任	逢坂孝徳
次 長	櫻井修一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時00分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本会議を再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番馬場久雄君及び15番中川久男君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

15番中川久男君。

15番 (中川久男君)

皆さん、おはようございます。

きょう、2日目の一般質問の第一番目でございますので、ひとつ執行部のほうでは明確な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、一般質問お願いしておりましたそのものに1件、災害対策本部機能等の充実についてを質問いたします。

先般、平成27年9月11日の関東・東北豪雨には、河川の決壊等による洪水や土砂崩れ等の自然災害を引き起こし、関東地方及び東北地方には甚大な被害をもたらしました。本町においても人的被害はなかったものの、建物の浸水や道路・河川、上下水道等公共施設を初め、農地、農林業施設等に甚大な被害をもたらしました。住民の生命、財産を守る責務を全うする側としての、この災害を教訓として災害対策本部の機能を

充実し、防災対策の強化を図るべきと思うが、町長はどのように思っておるかお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、中川議員の災害対策本部機能等の充実についてのご質問でございました。

豪雨災害にかかわります災害対策本部の設置につきましては、大和町の地域防災計画の風水害等災害対策編第3章災害応急対策計画第5節の防災活動体制で規定しておりまして、災害対策本部の設置基準といたしましては、1つとしまして、災害警戒本部会議において災害対策本部の設置が必要と認めた場合。2番目に、一定の町域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合。3番目、一定の町域に災害応急対策を必要とする場合。4番目、北上川下流河川事務所により水防警報が発表され、災害の発生が予想される時。5番目、その他町長が必要と認めたとき。この5項目のいずれかに該当した場合に設置することとしております。

組織につきましては、本部長に町長、副本部長に副町長、教育長、消防団長、本部員に消防署長、各部長、これは各課の課長でございますが部長、さらには消防団の副団長が当たりまして、各部、これは11部と各班、22班に、各課等の職員、消防団員が当たるところでございます。

職員の配備態勢は、災害の注意、警戒活動を行うための配備を初動体制と警戒配備態勢の2段階、0号配備といたしまして、災害対策本部設置後につきましても、非常配備体制としての1号配備と2号配備の2段階の配備態勢をとっております。

0号配備の災害警戒本部では、まず1番目に、大雨警報、洪水警報が発表された場合で、災害の発生または災害の発生が予想される時。2番目に、副町長が必要と認めたときに設置しまして、総務課、産業振興課、都市建設課、上下水道課で被害情報の収集、行政区内状況の電話による情報収集、巡視及び警戒、県等へ連絡を実施できる体制とすることでございます。

1号配備の災害対策本部につきましては、水防警報第3段階、これは出動ですが、その出動が発令され、災害の発生が予想される時、または小規模の災害が発生したときで、町長が必要と認めたときに設置しまして、各部2分の1以上の職員を招集し

まして、応急対策等に当たることとしております。

2号配備の災害対策本部は、災害が発生し、または広範囲にわたる被害の発生が予想されるとき、あるいは町長が必要と認めたときに設置しまして、応急対策に従事することができる全職員を招集いたします。

職員の動員方法といたしましては、勤務時間における動員方法と、勤務時間外の動員方法を規定しておりまして、職員の電話等により緊急連絡網を策定して、勤務時間外の動員と職員の安否確認の伝達を行うことにしております。

また、時間外における遵守事項といたしまして、災害の状況により所定の場所への参集が困難な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属長に連絡することになっております。

今回の豪雨では、役場庁舎の周辺が冠水いたしました。情報伝達の機能が確保できた状況でございました。今回の豪雨を教訓といたしまして、大規模な集中豪雨等により災害対策本部の機能が損なわれることが予想される場合には、他の公共施設に一時機能を移転することも重要な判断と、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

それでは、再質問をいたします。

ただいま町長の説明であると、他の公共施設等に一時機能を移転することも重要な判断と考えると、全くそのとおりと思います。また、近年、局地的集中型の極端な豪雨が全国各地で頻発し、その予測も困難な状況の中での今回の関東・東北豪雨ということで、本町におきましても甚大な被害を受けたところであります。やはり今回の災害を教訓として、今後の防災対策を強化すべきと思います。今回の災害では一時災害対策本部を初め、本部員、黒川消防署、連携機関の公立黒川病院、そして大和警察署、そして事務組合ですね、組合事務所などが浸水により機能を発揮できない状況もあったのではないかと。今後の防災対策強化を図るためには、連携機関も含め協議をし、対策を講ずるべきと思いますが、町長はこの、そのものに対して、やはりこれだけの機関の浸水が町長も申しているとおおり、やっぱり病院、そして消防署、そして警察署、そして事務組合事務所そのものも、町長もきのうからの答弁でありましたが、私の記憶でも議員になってから組合事務所の浸水というのは、確か3回ぐらい、そのもので

す。ぜひこの辺の連携機関のを含めた中で、町長は総合的な行政事務組合の理事長でもありますから、まずもってその辺の、今回の災害に対してのまずもっての他の公共施設に一時機能を移転することも重要な判断と考えているというようなお示しですから、その辺をどのように今後進めていこうとしているのかお聞きいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、一時機能移転ということでございますが、なかなか建物を移動するというところは難しいというふうに考えます。したがって、そういったときにどういった対応をするかということになるというふうに思いますが、例えば、大和町役場の場合につきましては、先ほど申しましたが、公共施設に一時移転ということも考えるというお話を申し上げました。基本的にはこれ、ほかの施設もそういう考え方が基本かというふうに思います。これは黒川行政の範囲になってくるのですけれども、例えば黒川消防署の場合も車の移動とか、そういった状況になったときに、高いところに移動する。あるいは、無線機の移動、そういったことをやるということで、今いろいろ準備といたしますか、対策を考えております。どこに移動してということについてもいろいろ協議をしております。警察署につきましては、宮城県警のほうでございますので、町で直接、黒川行政で直接ということはないんですが、お話を聞きますとやはり車両の移動といたしますか、そういったものをまず考えておるといふふうに聞いております。これにつきましては、民間企業の駐車場とか、そういったところに移動する、あるいは大和町の総合運動公園との協定もあるわけでございますが、そういったことを考えておるといふように聞いております。

病院がなかなか難しいところです。病院につきましては、移転といたしてもなかなかそういったことにはいかないところがございまして、これについてはまだまだ課題があるというふうに思っておりますが、あの今の駐車場が調整池の役割といたしますか、状況でございました。今回5センチから10センチの浸水ということでございましたので、幸い機器には影響なかったのですが、電気関係とかそういったものに影響がございましたので、そういったことについての水が入らない防止策とかそういったことも考えなければというふうに考えております。

それから、黒川行政の本部といたしますか、庁舎といたしますか、役場、行政の機関で

ございますけれども、あそこは確かに低い場所になっておりまして、大雨ですぐ浸水がある状況でした。いろいろ堤防、堤防と言ったら変ですけども、玄関口にブロックを張って水をとめるとか、そういった措置をやっておったところでございますが、今回の大雨についてはそれも効果がなかったということでございます。黒川行政につきましても、これは黒川行政で、各議員さんたち、あるいは議員さんたちの判断ということもありますが、今の場所がいいのか、ほかの場所についてというご意見も出ております。今後そういったことについて検討していかなければいけないというふうに考えております。根本的には河川の改修というのが一番もとになるものだというふうに思っておりますが、そういったものとあわせて、並行して、そういった緊急の場合の対応、先ほど言いました総体的に言えば機能の移転という形になりますが、そういった個々に、黒川行政では黒川行政で指示を出し、あるいは考えておるところでございまして、これは連携をとってというお話でございますので、警察署とも連携をとりながら、今後対応していかなければいけないというふうに考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

ありがとうございます。

まずもって、国のほうへの早急に治水対策等をいただくように強力に要望することはもちろんであります。現在の状況を見ますと、役場のかさ上げなど、連携機関のかさ上げや移転等は到底無理な話であると思います。例えば、暫定的にこの機能そのものは町長も考えているというようなお話であります。やはり今般、やっぱり事務組合そのものの事務所ですね、これも県からの建物・土地の借地と私は認識しておりますが、これまでも私が議員になってから、確か床上浸水3回はなっていると。高田周辺の方々にも大変この浸水で被害を受けたのに対してそのものでございますが、やはり今回これを教訓として、町長は組合事務所の1階を、2階に事務所を移すとか、会議室を下におろすとか、そういうものをまずもってひとつ考えていることはないのかなということを私は思います。だから、本部機能を移転できるようにするというような方向性も最後の答えで出ていますが、やはりこの消防本部、組合そのもの、やはりそういうかさ上げなり、周辺環境整備はむろんこれからもやっていくそのものであろうと思いますが、やはりそういう連絡網、そしてやはりこの災害に遭った地域の

方々には大変申しわけないんですけども、やはり緊急的な連絡方法の装置などはつけてはいかがなものなのかなど。我々みたいに丘の上にいる人間はいいですよ。やはり常に吉田川、暴れ川そのものの周辺、高田地区、舞野地区、そしてインター周辺というような地域に限定すると大変失礼なんですけれども、やはりこういう豪雨災害が突発的に起きるといときには、いろいろな連絡網がサイレンでお知らせしたというようなお話も聞いていますが、やはりその民家に届くような連絡網もとっていただかないとこれから大変でないのかなど。そして、やはりその地域にも、やっぱり高齢者がいます。在宅介護している人もいます。障害者もいます。やはりそういう方々は浸水になったから逃げてくださいではもう手おくれでございます。やはりその前に一時避難をしていただいて、やっぱり元気な方々が家を守っていると。やっぱりそのような連絡体制もあって、この機能の充実が図られるのではないかなというふうに思いますが、まずもって到底この連携機関等のかさ上げ等は非常に困難なことはわかっております。やはりできるものは上から来るそういう連絡網の装置とか、やはりそういうものがあってしかるべきでないのかなというふうに思っております。ぜひこの辺を構えながら、この災害対策本部の機能と、そして高齢者に優しい、障害者に優しい連絡網のセットもあってしかるべきと思うが、町長いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

連絡網の設置といたしますか、方法だというふうに思います。きのうのご質問もございましたけれども、今現在の連絡網といたしますか、情報伝達については確かに無線放送とかそういった形、あるいは消防団の方々のご協力をいただくという形です。今いろんな方法といたしますか、そういったものがあるわけでございますので、そういった方法を使ってということできのうもいろいろ、できるだけそういう情報を伝えるようにというふうに申し上げたところです。どういった災害が出てくるかわかりませんが、その全てに対応できるものってなかなかないんだというふうに思っておりますので、線を張れば線が濡ればだめだとかですね、そういったこともありますし、ですから、いろんな方法を使ってやるということが、まあある特定の場所ということもありましようけれども、全体に必要なんだろうというふうに思います。したがって、連絡網等の整備、整備といたしますか、方法について、きのうもご質問にお答えしたと

ころでございますけれども、そのいろんな方法を含めてやっていく必要があるということによってやってまいりたいというふうに思います。

それから、黒川行政につきましては、そういうことでちょっと私の立場だけでは言えるものではないのであれですが、上と下を入れかえるとか、そういった機材を上を上げるとか、そういった方法は今もやっているところがございます、そういったものは、やれるものは早速やっているという状況でございますが、なおさらによい方法というものにつきましては理事会に提案をさせてもらって、理事会、あるいは黒川行議会のほうでご協議いただけるように進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

全く町長言っているとおりであります、やっぱりこの事務組合そのものは別組というふうな形になると思っております、現状としても先般事務組合のほうのこういうお知らせ文がありました。やはりそこで1メートル15上がったという、そのものの中でも公用車が3台、消防本部では職員の車両42台というような非常に大きい被害が出ているわけですから、必ずしもそういった状況でなく、やはり町長も申しているとおり、やっぱりそういうときには一時的に高いところに車を移動し、そして連絡体制の強化を図りながら、やはり一番そのものは聞外と言われても、組合事務所の1階を2階に事務所を移転しておくとかいうことに対しては、ここではだめなんですか。管轄外ですか。議長、事務組合の事務所のこと、別ですか。（「事務組合はまた別だからね」の声あり）そういうことで、今回非常に大きな水害そのもので被害を受けました施設の充実を図るのと、連絡網の体制を今後、町長として今答弁いただきましたが、前向きに町民の生命・財産を守るためにご指導をいただくようお願いをさせていただきます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で中川久男君の一般質問を終わります。

続きまして、5番松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

私のほうからは、2件ご質問をさせていただきます。

最初に、「人的被害なし」についてであります。

9月10日から11日の台風18号から変わった低気圧の影響で、大衡村にある観測地点ですね、これにおいて史上1位となる1時間の雨量、これが62.0ミリを記録をした。大和町ではこの豪雨によって町内を流れる吉田川などの河川が氾濫し、堤防を越えて流れ出し、警察署・消防署及び黒川病院等が浸水するとともに、国道4号線、主要幹線が浸水し、一時通行止めとなった。この豪雨により、宮城県、栗原市ですが、2名の死亡者、そして2名の重軽症者の人的被害が発生をいたしました。大和町は10日の23時町内10カ所に対して早期の避難指示を発令し、人的被害は皆無であったが、これからは50ミリ以上の集中豪雨は想定内と考えて、今後の対策を町長にお伺いいたします。

1つ、早期の避難指示と消防団等の監視・警戒活動について。

2つ目、被害状況を予測した適時の自衛隊への災害派遣要請について。

3つ目は、浸水した警察署、消防署及び黒川病院の対応について。

以上、3点であります。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの松浦議員のご質問でございますが、初めに、避難指示と消防団等の監視・警戒活動でございますが、9月10日の23時に避難指示を発令したことにつきましては、吉田川落合水位観測所における避難判断水位の6メートル80に達する時間帯が深夜になると予測されましたことから、住民皆様方の就寝時間を考慮したものでございます。

消防団は大和町災害対策本部条例第4条の規定に基づく大和町災害対策本部運営要綱におきまして、大和町災害対策本部が設置されたときには消防部消防班に属し、消火活動、救出活動、行方不明者の搜索、避難誘導、特殊災害対策に関することが分掌事務となっております。

9月10日から11日にかけて、延べ308名の団員の方々が出動しまして、第一分団吉岡地区につきましては、都市下水路等の浸水対策の警備、第二分団宮床地区につつま

しては河川等の巡視、第三分団吉田地区につきましては、避難指示周知・誘導と河川等の巡視、第四分団鶴巣地区と第五分団落合地区につきましては、吉田川の巡視、避難指示周知・誘導及び避難所の支援として、それぞれ活動をいただいたところでございます。

消防団は、火災及び大規模災害等におきまして、被災者の救出、救助、避難誘導に従事するなど、地域防災体制の中核的存在となり、地域の安全・安心を守る組織として大きな役割を果たしております。

また、水防団として河川巡視や水防活動として洪水の被害を食い止め、地域の生命や財産を守る役割も兼務しております。

今後も、大和町災害対策本部が設置されたときは、大和町災害対策本部運営要綱により、消防部の部員として災害時の監視・警戒活動をお願いするものでございます。

次に、被害状況を予測した適時の自衛隊への災害派遣要請であります。自衛隊への通常の災害派遣の要請につきましては、災害対策基本法第68条の2第1項災害派遣の要請の要求等の規定により、市町村長が都道府県知事に対し自衛隊法第83条第1項、これは災害派遣でございますが、この規定による要請をするよう求めることができるものでございます。最近の派遣事例といたしましては、2011年東日本大震災、2014年2月の関東・東北の豪雪、2014年8月広島県での豪雨、2014年長野県御嶽山噴火がございます。

今回の関東・東北豪雨では、茨城、栃木、宮城の3県の知事が自衛隊派遣を要請しておりまして、県知事は本町から要請を受けて9月11日2時30分に派遣を要請し、人員約170名、車両21両、ボート5隻が派遣され、道路冠水等で自力避難が困難となりました高田地区7件、吉岡東1件、計21名の孤立者をボートによって救助していただき、19時30分に撤収をいたしたところでございます。

今回の災害派遣は、黒川消防署により孤立者の救助が困難となったために要請したものでございます。

災害により発生した被害につきましては、まず自治体におきまして対応いたしますが、今後も被害規模や被害状況に応じて、適切な判断において要請してまいりたいと思います。

次に、浸水した警察署、消防署及び黒川病院等の対応でございますが、大和警察署は1階事務室及び車庫等が床上約50センチの浸水に見舞われまして、車両20台が浸水し、電気・水道が使用できない状況となりましたが、電気は11日の夕方に復旧し、水道は14日の午後に復旧しました。黒川消防本部は1階部分が浸水し、救急車など車両

6台が水に浸かりましたが、12日に通常の勤務体制を取り戻しました。黒川病院では1階部分が床上5ないし15センチの浸水に見舞われましたが、医療機器に損害はなく、4日後に診療を再開いたしました。

今回の被害を教訓に、黒川消防本部では大規模集中豪雨等により本部庁舎が浸水しても消防活動に支障を与えない災害応急対策協定の機能を確保するために、一時的に公共施設への機能を移転する計画案を現在検討中であります。大和警察署におきましては、災害警報発令時の招集体制を見直し、駐車場を確保するために民間企業の駐車場を借用するための協定を締結し、その他については警察本部と協議中であるとのことでございます。

また、黒川病院の今後の対策につきましては、関係機関と協議してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

今回の9月の関東・東北の豪雨につきましては、一般質問で13名中7名の関連質問があった。それだけ重要な内容であったんだと認識をしているんだなというふうに思いました。その中で、きのう松川議員のほうから吉田川の暴れ川というふうな話と、大崎を流れる雄物川とか鳴瀬川ですか、この違いについて、傾斜が違うんですよというふうな。向こうは広いところを悠々と流れると。傾斜が違うということは、水は低いところに流れてくるわけですので、まあ10センチ、1時間にですね、100ミリの雨が降ったと、これは10畳のところに行っても同じようなんですけれども、低いところにばっと集まると、10畳のところ而降った雨が1畳のところを集まると、そうしたら1メートルぐらいの高さになると。こういうふうな、ここの吉田川の周辺というのは、この吉田から来る大地と、あと山田とか向こうにある大地、その間が狭くなって低くなっていると、この特徴がきのうの松川議員のほうの説明にあったんですが、当然起こるべくして起こるといえるのか、ほかのどこよりも確率的に多いというふうな認識をいたしました。

そこで、今回の人的被害ですが、この雨によって茨城県では3件、これは死亡事故です。栃木県でも3件、宮城県では2件と死亡事故がありました。そして、先ほども申し上げたんですが、この大衡にあるアメダスの時間当たり60ミリというのは、8.5

の雨のときには三十何ミリぐらいの雨だったんですけれども、今回は大和町でも恐らく50ミリ以上は降っていると、60ミリぐらいは降っていると、こういう認識であります。そういうところにおいて、大和町で人的被害が今回なかったということに私は注目したわけです。これはすばらしい結果であると、こういうふうに思うと同時に、人的被害、死者がなかったということについてはそれなりの活動とか、いろんな人がいろんなところで努力したということをやはり検証しておかなければならない、こういうふうに思ったわけでありまして。町長、対策本部長として本当にすばらしい働きをされたと思うんですが、この人的被害がなかったということに対して、どんなことがその要因として町長挙げられますか。お願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

人的被害がなかったことの要因ということでございますけれども、これにつきましてはいろいろあったというふうに思っております。河川の改修工事が進んでいたということで決壊がなかったとかそういったこともありましようし、それから、いろいろご批判はある、ご批判というか、遅いというお話もありますけれども、避難指示の出した時期のタイミング、それから、それをしっかり伝えてもらった消防団の方々、あるいは周りの方々の協力体制ですかね、そういったこともあったというふうに思います。

それから、消防等もやったわけでございますけれども、孤立したときに実は消防で救助に行ったのですが、流れが非常に速くて、ボートでそこまで行けない状況だということで、自衛隊に派遣の要請がございました。それで、本来であれば県に言うということですが、いろいろ直接やりまして、早速出してもらったと。もちろん手続きはちゃんとやりましたけれども、そういった形の早急な自衛隊の方々の応援体制、そういったこともあったというふうに思っております。これ1つということではなくて、今回の場合は河川の整備もあったこと、また日ごろからの消防団の訓練、地区の方々の防災に対する意識、それから緊急時に対しての警察・消防の活動、そして自衛隊の活という、総合的なものがあった結果ですね、こういった災害にもいわゆる人的被害というんですか、死亡者はなかったというような判断をしております。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

町長が答弁いただいたように、まず吉田川の河川整備というか、これは逐次やられておって、その成果も出ているんだろうなと。そして、あとは情報伝達というか、情報収集、これは大和町では10日の4時45分ごろですね、役場職員の課長さんたちが集まって情報収集を始めた。これは大変な雨になるなと。当然その日の昼ごろから鬼怒川の状況等を見て、いろいろ危機感を持たれたんだろうなと思うんですが、その情報収集が、体制が早かったなというふうなこと、あとは避難指示、こういうの、情報伝達ですね、これがよかったなというふうに思っております。

あと、2つ目は、やはり消防団、水防団の人たちの300名ぐらいの人たちが出て、情報伝達で警戒なり、そして誘導なり、いろんなことで活躍をしていただいたと、これは目に見えないところで人命救助をしていると思うんです。これは消防団のほうに聞いて、そしてどんなことがあったかなということもやっぱり調べる必要があるなと。恐らくあったのだろうなというふうに思います。

あとは、対策本部ですね、これは23時にスイッチされたんですが、その後、同時に避難指示を発令しました。これは通常ですと避難準備、そして避難勧告、そして避難指示と、こういう段取りを段階を組んでやるんですが、やはりこれは今ベテラン町長というか、町長の判断のよさによって、こんなことをしてられないんだと、もうすぐやれよと、この早さがやはり人命救助に役立っておるんだろうなというふうに思います。そして、答弁にもありましたように、住民の行動、これはやっぱりそういうふうな誘導だとか、そういう指示に従って行動したと。今回死亡者が多い、8人、今回の雨で亡くなっているんですが、4名は車を使って、車で移動中にやられているわけです。これに近いようなことは大和町でもあったんです。車の中で動けなくなったとか、出られなくなったとか。この冷静な町民の行動というか、これがやはり人的被害をなくした原因の1つというか、あったんだろうなと。

あとは、自衛隊の要請というか、これは、自衛隊はあの状況下でもう10日からいつ来るんだろうなという感じで待っておる。あの部隊に行くと、このごろ行くと、各部隊は即応体制の維持というか、駐屯地司令から各部隊長が各部隊に即応体制をとるよとということ強くやっている。来るのを待っているような感じです。大震災のときには、あの震災起きたとき、東北方面の総監部の担当者は県庁の所在地まで行って、いつおりるんだろうと、いつメールくれるんだろうというふうに待つ体制をとって

たと、こういうことで、素早く、もう10分後ぐらいには村井知事は途中に仙台市に公用車で走っていたんですが、すぐ県庁に戻って、各部長がおさえて、災害派遣出動でその場で下したというふうなことがございます。この対策本部長の決心というか、やっぱり人命を救うと、こういうふうにあります。

その中で、自衛隊の行動ですが、ここは要請によりまして大崎市と大和町と富谷に出ました。そして大和町では21名というふうになっていましたかね。全部で31名ぐらいこの救助をいたしました。これはやはり何というんですか、救助するボートとか、水に対するボート、黒川消防署、これでそういうふうなのなかったというんですが、これを、ボートもやはり今後の装備として持つべきじゃないかなと。あのぐらいになると、ここはやはり水がたまるような地域です、ボートも。

それと、もう1つ、救命胴衣、これも持つべきじゃないかなというふうを考えて、結果として考えました。

今、大和町と富谷と大崎に、自衛隊は33名、全部です、33名の方々の人命救助をいたしましたよというふうに師団司令部のほうに報告をしているわけなんです、これからは消防団の活躍とか、これは大事とか、町としてですね、自分の力でやるというのは本当に大事なことだと思えます。消防団に対して、町長、ちょっとその関連ですね、消防団の活動についても一度ちょっとお話があれば、お話しをしていただきたい。

議長 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

消防団の活動ということでございますけれども、消防団につきましては、先ほども申し上げましたけれども、今回といいますか、9. 11の際につきましては、そういったことで、各分団にそれぞれ役割担ってもらいました。そして、現場といいますか、情報の伝達、あるいは誘導、さらには安否確認、そういったことをやってもらっております、大変ありがたく思っております。ただ、危険も伴うものですから、ですからここまでというところでやっぱりやっていただく。それで、その次は消防というわけでもないのですけれども、やっぱりそういったプロという方の、プロといいますか、おいででございますので、そういった方々をお願いする分はきちっとやらなければ二次災害、三次災害ということもございますので、その辺は消防団の方々にお気持ちは

ここまで結構ですとか、やりたいところはあるんだと思いますが、そこは我々のほうでもこれ以上ということではできない部分もあるという意味を持ってはおります。ですから、一番、身の安全というのですか、助ける方もそうですけれども、消防団なり消防署の方、自衛隊の方もそうですけれども、ご自分の身の安全ということも大切にしなければいけないというふうに思いますので、その辺はそういったところをわきまえた中での活動をお願いしたいと思っています。

なお、黒川消防署、ボートを持っております。船外機持っている、ゴムボートも持っているんですが、ただああいいう流れが余り早すぎて、その流れの中で移動ができなかったということで、活動できなく、自衛隊の方々の要請もお願いしたということでございますので、その辺もつけ加えさせていただきます。

議長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5番 (松浦隆夫君)

救助をするという、そういう状況の中で、その現場に行く、これだけでも大変な行動だというふうに思います。消防団のほうでも本当に今出てきていないんですが、危ない人を助けたり、いろいろなことをしていると思う。自衛隊は、何か聞くところによりますと、電柱にしがみついていた人を、行ってボートに乗せて、そして引っ張るというか、腰ぐらいだったので、自分がおりて、その自分の持っている救命胴衣をその人につけて、そして引っ張ってきたとか。あとは、現場に行くときに、車が、どこが道路かわからないような状況になって流されて、その人たちがやっぱり危ない目にあいましたよと。そういうふうな状況が。恐らく消防団の人たちもそういう状況があって、そして今回の人的被害なし、死亡者なしというふうな成果だったんだなというふうに認識をしております。総じて人的被害なし、これはすばらしい、いろんな被害状況が出た上、一部ちょっと人的被害なしと、これだけのことなんです、ここには隠された大きな人の働きがあったんだなというふうな認識をしております。大変ありがとうございました。

そして、公共機関というか、このときに一時的にせよ、やはり警察、消防、そして黒川病院、これが機能が発揮できなくなったというのは大きな教訓だと思います。そこでいろいろ町長のご答弁にありましたが、まあ救急車6台が水でつかってしまったとかですね、黒川病院が4日後に再開をしたと。そして、黒川消防署が4日後、それ

で黒川病院ですね、あと警察署、警察署も1階部分が水浸しになって停電になったと。ただ、黒川消防署については、あの付近で水の中に入り込んで動けなくなった人を3階に、柔道のあれなんですかね、練習するところなんですかね、そこに運んで、救助して何かしたというふうな話を聞いております。いずれにしても、対策はいろいろ、ちょっとほかに駐車場を借りたり、公共機関を使っているんなことをしますよと、こういうふうにやっているんですが、黒川病院の浸水については5センチから十何センチぐらい、土のうなんかの準備も、土のう、で、あのぐらいの雨であれば大丈夫なのかなと。準備の必要性もあるのかなというふうに感じました。そういうことでありますので、引き続きこの50ミリから100ミリぐらいの雨があるんだというふうな、これも近くあるんだというふうな認識で、防災、人的被害なしを続けていただきたいと思っております。

町長、答弁あれば。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまで河川の整備とかそういったものにつきましては、10年周期とか、30年周期とか、50年周期とか、そういった中で50年に1遍来るであろう、30年に1遍来るであろうというものでこの川は30年とかって、大きさによってやってきたような傾向が結構強いやり方の補修だったというふうに思っています。ただいま、そのとおり、100年ものと言いながら、100年たってもあしたも100年目で、100年のうちの1日なればというふうな感覚になってきていますので、その感覚、今までの整備の計画、間隔から丸っきり変わってくるんだろうなというふうに思っています。そういうことで、整備についてはまず1つということ。あと、その我々の対応につきましても、そのとおり、そういう整備をしているから大丈夫だという安心感を持っているだけではだめだということだというふうに思っています。少なくともこういった大きな水害を経験いたしました。こういったことで、ほかのところできていると余り自分のところには来ないだろうなみたいな気持ちがないわけでもないのが人間ですけれども、実際に来ると、やはり来るんだと、あるんだという実感といいますか、経験がございます。したがって、それ以上のこともあるんだろうなと、逆に恐ろしさも感じますけれども、ただ、今ある、今回こういったことでいろんな経験といいますか、体験といいますか、

または新たな課題といたしますか、そういったものが見つかったところです。それに対応していくというのがこれからの対応だというふうに思っておりますが、ただすぐできるものと、また時間をかけるものと、その中にそれをカバーするための対応等という、いろんなやり方を工夫していかなければいけないだろうというふうに思っております。

今、黒川病院も確かに10センチぐらいだったら土のうでと。実は黒川行政の玄関口を囲って、そして板を張って、50センチぐらいまでは入らないようにしたんです。それ効果があったんですが、今回だめだったんですが、ああいう方法でも10センチ、15センチだったらカバーできるとか、そういう土のうとかそういったこともあるんだろうというふうにも感じております。

いずれにしましても、今回の教訓といたしますか、これにつきましては、大きな被害の上に成り立ってはおりますけれども、こういった貴重な教訓を得たところでございますので、これらに対応するべく、一つ一つ積み重ねて、安心・安全の地域、まちづくりをしてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

それでは、2件目に質問に入らせていただきます。

2点目は、教育長に、教科書採択結果及びその理由の公表を求め、ことについてであります。

8月20日に宮城県教育委員会は、来年度から県立の中高一貫校である仙台二華中と古川黎明中の2校で使用する教科書に「育鵬社」の教科書を採択をしたと。高橋ひとしというんですかね、じんというんですかね、高橋 仁教育長は、8月21日、県議会文教警察委員会で採択理由を「自国に誇りを持てる内容に加えて、多くの歴史的人物を取り上げられている」と、こういうことを挙げて説明をいたしました。教科書採択においては、4月1日に施行された「改正教科書無償措置法」により、今年度から市町村教育委員会にも努力義務として「採択結果及びその理由等を積極的に公表することを求めています。特に、大和町教育委員会は仙台採択地区協議会に入っているわけで、これに臨むに当たって、本町の教育委員会の意向について、教育長にお伺いいたします。

- 1つは、教科書の採択に係る基本方針について。
 - 2つ目は、教科書採択の権限について。
 - 3つ目は、本町教育委員会の意向と共同採択地区の協議結果について。
- 以上、3点であります。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

教科書採択に関するご質問にお答えをいたします。

今年度は、来年度、28年度から使用する中学校の教科用図書の採択年でありまして、大和町教育委員会は仙台地区教科用図書採択協議会として共同採択を行ったところがあります。

初めに、教科書の採択に係る基本方針についてであります。基本方針につきましては、県教育委員会として次のように定められております。

1点目は、教育基本法や学校教育法に示された教育の目標を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる生きる力を育むという理念に沿った教科書を採択すること。

2点目は、宮城県教育振興基本計画で示された目指す姿等を踏まえるとともに、各採択地区の自然や文化等の諸条件及び学校の特色や実態を考慮して、児童生徒に適した教科書を採択すること。

3点目は、採択の手続き等は法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科書の十分な調査・研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。

4点目は、教科書の選定の過程においては、保護者等の意見が反映されるように配慮し、開かれた採択の推進に努めること。

5点目は、各採択権者は静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。

以上の方針に基づき、採択地区及び町教育委員会では採択を行ったものでございます。

次に、教科書採択の権限についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号教育委員会の職務権限、教科書において、教育委員会に教科書採択の職務権限があることが規定されています。また、義務教育諸学校の教科用図書

の無償措置に関する法律第13条教科用図書の採択においては、採択地区内においては、同一教科用図書の採択が規定されております。採択に係るこの2つの規定について、後者が前者の特別法に当たるとされており、特別法は一般法より優先されます。このことにより、教科書採択については、共同採択地区協議会における各市町村教育委員会間の協議が大切となってきます。また、仙台地区教科用図書採択協議会では、規約を設けて教科用図書の選定の方法もその中で定めております。

最後に、本町教育委員会の意向と共同採択地区の協議結果についてであります。今回の採択につきましては、大和町教育委員会として採択を希望した教科用図書が仙台地区として採択された結果となっております。

また、仙台地区の協議結果につきましては、事務局である塩釜市教育委員会のホームページで議事録や採択結果などを公開しており、大和町教育委員会のホームページにもお知らせとして塩釜市教育委員会へのリンクを掲載しているものであります。よろしくお祈いします。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

ことし、11月16日に、黒川地方町村議会の議員研修会、こういうものがありました。このときに講演があったんですが、これが、宮城教育大学の学長附属特任教授と、あとは前県の教育次長を務められた熊野充利先生の講演でございました。表題は「教育の現状、これからの目指す宮城の教育」こういうふうな内容で、先生は全ては子供たちのためにとということで、教育次長まで務められて、宮城教育大の学長の付ということでやっているんですが、この人は小中の一貫校の初代の校長まで務められたという人でございます。この中に、講演の中に、子供をめぐる現状と課題ということで、今子供、日本の我が国の子供たちの学力はトップレベル並みでだんだん回復をしておるんです。こういうふうな話をされた。そして、それには課題がありますよと。1つは、学習の動機づけ、そして事実社会との関連、そして自己肯定感、この3つが課題として残っていると。この自己肯定感というのは何かというふうに説明されたんですが、これは高校生の自己肯定感が極めて低い、これはいろんなところで前も高校生の誇りだとか自信だとか、そういうものが低いというふうな内容とほぼ一致しているんですが、日本の高校生は自己を評価する人間と、こういうふうな自己肯定感ですね、これ

は自尊心を持っている割合がアメリカ、中国、韓国の半分以下だと。具体的なこの数字を上げています。韓国は86.8%、韓国、中国は一緒です、86.8%、米国が79.6%、日本は39.7%、半分以下だと、こういうふうなことを話されておりました。そして、この何かなというふうに、私は常々感じておったんですが、これ教科書選定に、戦後教育も全てあるんですが、その教科書選定、日本人が悪いんだというふうなことを教科書にしたり、いろんなことが原因にあるんじゃないかなと。世界に行ってもたたかれる、何を言ってもたたかれる、日本人は悪いんだと。私は親父も兵隊に行っていますが、悪いんだと。俺はそんな悪いことしているなどと思っていないんですが、そういうふうなことが教育の、教科書の場面にあらわれている。こういうふうに思って、今回、この教科書改訂の選定についての質問でありました。

そして、7月1日に施行された教科書無償措置法の改正及び地方教育行政改正法、これには今回、前から、23年度に改定されて、それ以降、大きく変更または改善があったわけです。どんな改善があったかという、私のほうから言いますと、地方教育行政法の改正については、今までの教育委員会の教育委員長と教育長が新しい教育長、こういうふうに統合された。そういうこと、それによって教育委員会の今まで責任体制が不明確だったなということがより明確にできるようになった。次に、2つ目は、教育委員会と首長等によって統合教育会議が設置をされた。この中に、教科書については教科書選択の基本方針というものを、これはそれぞれの教育委員会ごとですからね、大和町は大和町として基本方針をまとめると、こういうことができるようになった。そして、なおかつ15条においては、教育委員会は教科書を採択したときには、採択理由を公表する。先ほど塩釜のホームページに載ってますよという話がありましたけれども、公表する、こういう努力義務がありました。大和町としては、そのホームページもいいんですけど、大和町民に対してこういうことを理由により公表しますと、塩釜のホームページじゃなくて、大和町で出すべきだと、こういうふうに思います。そして、教科書無償措置法の改正、これによつては、今までは市と郡単位で教科書の共同採択地というか、あったんですが、これは市町村まで、町まで、村まで教科書選定が、採択することが可能になったと。

そして、3つ目は、教科書の選択について、これまでは現場の教員が教科書調査員となって各社の特徴を調査・研究する段階で採択させたい教科書を1つか2つ絞ってどうですかと、教育委員会のほうに提出すると、こういう悪弊というか、これを続けていたんですけど、この絞り込みというものを禁止をされた。だから、今回正当に教科書を選定する場ですね、私は県の教育委員会が示したような教科書の変更があつて

もよかったんじゃないかなと。当然同じですよというふうな話なんです、その辺が相変わらず変わらない教育委員会なのかなというふうな認識を受けたことであります。

以上の件について、教育長、答弁をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦議員、途中でありますが、ここで休憩します。

暫時、10分間休憩します。

午前11時10分 休 憩

午前11時20分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、松浦議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、るるあったわけなんですけれども、最初に自虐主観というふうな部分、非常に日本国民の国民性といいますか、その辺は教育に原因があるんじゃないかというふうなお考えだと思いますが、そのようなことがよくマスコミ、あるいは社会等で話題になっていることは自分なりに把握はしております。ただ、現場で教育を体験した人間としては、そういうつもりで教育はしたことはないですし、あるいは周囲にいた教員もそのような意識でやっている者はおりませんでしたので、私の知る限り、自虐主観をもとにした教育実践ということについては、私の知る限りでは、私の周りにはいなかったということで、答弁させていただきます。

それから、総合教育会議の部分なんです、これは前回の話でもありましたけれども、国のほうで総合会議の中で教科書採択については話題にすることはできるが、結論を導き出すための協議調整として行うべきではないというふうな国の指導がございます。そして、町長部局と教育委員会部局での権限があるので、それを尊重しながら会議を開くということをおっしゃっておりますので、それに基づいて行っていきたいなというふうに考えております。

それから、大和町のホームページで出すべきだというふうな、公表ですね。ですけど、先ほど答弁書の中でもお話ししたんですけれども、実際には共同採択を行っておりますので、その内容についてホームページで公表をいたしております、例えば社会関係の教科書についてですと、地理的分野について、会社名は伏せますけれども、3分野の関連を明記したマークが示されており、1つの事象を多面的、多角的に考察でき、習得、活用、探求の単元構成を組み立てやすい配慮がされています。世界の諸地域、日本の諸地域については、まとめ方を豊富に提示してあり、生徒が主体的に取り組める配慮が充実していると。歴史的分野については、本文は歴史の流れが読んでわかる内容になっています。資料については国宝等を数多く掲載し、番号が振られ、対応する本文に同じ番号がつけられるなど、学習への配慮が見られます。また、見開き、1単位時間の構成であり、授業への見通しが持てる学習課題と最後に学習内容をまとめて定着を図る配列となっていると等々、ホームページにありまして、これは県のほうのホームページもあるんですけれども、県の内容に準じた形で内容を掲載し、議事録等も全て掲載しております。大和町のホームページを開けば、そこからアクセスができるようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、市町村での採択が可能になったという件ですけれども、前回のご質問ありましたけれども、その中の回答の部分ですけれども、前回同様なんですけれども、仙台地区として同一の教科書を使用していくことが児童生徒、さらに教員、保護者にとっても有益であると思う、よって教育委員会は仙台地区採択協議会と共同採択を行うというふうなお話しをしたかと思ひます。現在もその考え方は変わっておりません。

それから、毎回同じではというふうな採択教科書ですね、ありましたけれども、やはり何年間に一度の採択ですので、以前も話しましたけれども、まずは教科書展示会のほうに足を運びます。それは教育委員もそうですし、学校の教職員も行きます。その後、学校現場では学校に帰り検討を重ねます。教育委員会のほうでは県、それから管内から出てくる資料を参考にし、委員会内に展示会場を設けて教育委員さん方に2日にわたり検討してもらう機会を設けております。その後に学校から上がってきた計画書をもとに検討するわけなんですけれども、十分な検討を踏まえまして、本年度、来年度使う教科書につきましては2つの教科変わっております。音楽と美術については以前と変わったものを町として責任もって共同採択に上げまして、そこが実際には共同採択においても同じような採択がなされたというふうになっておりまして、毎年同じということでは、毎回真剣に、慎重に検討しているということですので、ご理解お願ひしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

今回の法律改正によりまして、いろんな全国というか、特に大都市なんです、教科書が変わったところがございます。これは、大阪市、歴史と公民が新しく採用になった。横浜市、あとは金沢市、松山市、そして埼玉県においては県立、宮城県と同じように伊奈中学校ですか、伊奈学園中学校、愛媛県については県立中学校3校と特別支援学校7校、埼玉県においては教育委員が6名おりまして、これを4対2、4人が教科書賛成、反対、これが、教員が多数で決めるんじゃなくて、教育委員会委員自体が、一人一人がこれは賛成、反対、そういうふうに最終的に意向を決めていく。愛媛県については6人全員、宮城県についてはいろいろ審議内容が、意見が分かれたと。2回にわたって審議をした結果、そういうふうな。ですから、最終的に教育委員会が決定をするというのは、教育委員一人一人が責任を持って審議をし、採択をすると、こういうことになっているはずなんです、法令に従えばね。さて、これがあるのに、このそういう体制ができていないんじゃないかなとというふうな感じがいたします。この辺について、教育長。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまのご質問で、体制ができていないという趣旨なんです、2つ私自身捉えたんですけども、1つについては大和町教育委員会としての体制の問題と、あるいは共同で採択するという体制という部分もあるかと思うんですけども、前者につきましては、先ほどの説明で言葉足らずだったかもしれませんが、あくまでも学校から来たものについて教育委員一人一人が意見を出して、最終的には教育委員会の合議の中で決定されますので、教育委員会、先ほど2回、県で行う展示会を見に行つて、その後今度2日にわたって教育委員が町の部屋に展示した教科書を見たり、資料を見て検討して、そうした結果として採択の、町としてのものを決めておりますので、町としては十分責務を果たしているというふうに考えます。

2点目については、これは国の法律に基づいてでございますので、議員さんも改正法について話がありましたが、教科書の無償措置に関する法律の改正によって採択地区とか教科用図書の採択、それには地区のことと、それから協議会のこと、これ決める場合にどうするのかと。例えば、協議会の中で意見が割れた場合はどうするのかとか、全ての手法が網羅されている規約がございます。それに基づいて行っておりますので、その辺につきましても十分な検討、吟味されながら採択しているというふうに認識をしております。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

ありがとうございました。前に戻って、基本方針についてですね、大和町は県の教育委員会が示した基本方針をそのまま使うというふうなことのようですが、それと、今採択地域、これは皆さんご存じのように沖縄県の八重山教育地区教科書採択問題というのがあって、これは八重山地区、石垣と与那嶺ですか、あと与那国と竹富町、この3点があって、竹富町が別な教科書を使いたいというふうなことから町村教育委員会でも採択できるように、結果的にはそういうふうになったんですが、その場合でも大和町はどここの教科書を使いたい、そして共同採択、仙台地区の共同採択についてこれに決まると。当然今回は一緒だったんですが、それはそれでいいんですけども、最終的に大和町としてはこれですよということの明確な説明というか、それがなかったもんですから、今回の質問に至りました。いずれにしても、教科書の選定については、子供たちに自信と誇りを持つ、外国と比べてというか、そこで半分以下のこの自信のない子供たちを育てているというか、そういうことは本当にまずいと。これを何とかしたいというのが国だとか、県の教育委員会もそうだと思うんですけど、それで変えたと。これに大和町とか含む仙台地区採択協議会が変わらないということについて、甚だ残念、こういうふうに思います。教育長もう一度答弁お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

松浦議員さんの願いというか、気持ちは本当に理解できます。その八重山の件についてもいろんな資料を読みながら考えるところもありました。ただやはり、教科書採択につきましては、県、国の法律に基づいて、やはり行うことが肝要だと考えております。無償法というふうなことで、八重山につきましても、その竹富のほうでは数年間共同採択をしないがために町独自の予算で教科書を買って配付をしたということがありました。そういうことをなくすためにというふうなことも国の法律改正にはあつたかと思えます。その辺を勘案しながら、これから勉強してまいりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で松浦隆夫君の一般質問を終わります。

続きまして、17番堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

それでは、通告しておりました2件について質問を行います。

1件目は、第3子以降の多子世帯への支援拡充についてであります。

この支援拡充については、保育料の無料化ということであります。少子化の原因にはさまざまな要因が挙げられますが、特に言われている非正規雇用でいつ仕事が切れるか不安だといった若者の雇用の不安定化や晩婚化、さらには少子化による出産可能人口が減少していることなどが挙げられております。国立社会保障人口問題研究所の2010年の調査によりますと、理想の子供の数が2人と答えた夫婦の割合は約50%、3人は約40%、4人以上は約5%、1人は約4%となっております。現在の少子化に歯止めをかけるためには、3人目以上の出生数をふやすことが必要であります。しかしながら安心して子供が産めない理由に経済的負担が挙げられております。特に第3子以降産まない理由に、「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」が最も多く出ております。子供を多く持つことで子育て、教育のほかにも子供の部屋の確保など、さまざま

まな面で経済的負担が大きくなってきます。このことから、第3子以降の多子世帯への支援充実に保育料の軽減拡大と住宅取得時等の支援に取り組んではいかがでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをします。

現在の国の多子世帯軽減制度でございますが、子ども・子育て支援新制度によります幼稚園運営を選択した幼稚園につきましては、第1子が小学校3年生以下であれば幼稚園に通う3歳以上の第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料は無料で、保育園は第1子が小学入学前の場合に限り保育料は第1子が全額、第2子が半額、第3子以降が無料となっております。今年度、政府は子供が3人以上いる多子世帯支援の一環といたしまして、第3子以降の保育料無料化対象を拡大する方向で検討に入ったとの報道がなされておるところでございます。

検討内容は市町村民税が非課税の低所得者世帯を対象に、幼稚園は第1子が小学3年生以下、保育料は第1子が小学校入学前までという範囲外でも第3子以降の無料化を継続するという内容でございます。このような状況にありますことから、現時点では国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、住宅取得等の支援につきましては、まち・ひと・しごと創成戦略の中で考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

多子世帯への支援制度ですが、これは今現在は、幼稚園ですと小学校3年生が第1子、そしてあと第2子、第3子といくような国の制度にもなっておりまして、町もそのとおりですが、保育所につきましては小学校に入る前の子供、第1子、第2子って数えての支援を行っているわけでありまして、今多くの自治体でその小学校3年生とか、小学校就学前、そういう年齢を外した支援策が講じられております。自治体によ

っては18歳以下を第1子と数えまして、そして第2子、あと第3子に保育所がいれば第3子として支援を行う。そういう保育所と幼稚園関係なく、とにかく兄弟姉妹の年齢を18歳以下だったら18歳以下の子供を第1子、そして第2子、第3子と数える自治体が多くなって、第3子の保育料の無料化に取り組んでいる自治体が多くなっているわけですが、その年齢を急に18歳といかなくても、せめて小学校6年生とか、そういう子供たちから第1子、第2子、3子と数える、そういう町の取り組みは考えられないものなのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
いろいろ他市町村で取り組みがあるというふうに思います。今、国の制度的な年齢制限といいますか、そういったものについての枠組みを外す、その拡大するというような考え方もあるというふうに思います。それはいろいろ市町村の考え方というふうに思っております。現在、町のほうではそこをやっていないところでございますが、先ほども言った国のほうでもちょっと拡大をするというような見直しということもあるようでございます。どこに、そうやって広げればいいということではあろうというふうに思いますけれども、現状、大和町の場合はこの制度については今の国の制度にのっとって、ほかのほうで援助とかやっているところでございます。
それで、国のほうでも今見直しているところでございますので、さきの答弁の繰り返しになりますけれども、まずその動きを見てみたいというふうに考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）
国の制度ですと、やはり幼稚園は小学校3年生から第1子、あと保育所です小学就学前が第1子として数えた支援を行っているわけでありまして、今度国の支援というのは、結局低所得者に対する支援でありまして、所得のある方々にはそれが反映されない、そういうことだと思っております。そんな中で、今の国の施策にのっ

とって、少し国の動向を見ながらこれから対応していただくことは、今の町長の答弁で理解したんですけれども、やっぱり、今保育料の基準額、これは本当に何階層に分かれているんでしょうか。いいです。その、何階層に細分化されているのかと、今多分国の基準から保育料の軽減策があったときに、国の政策よりはもっと細分化されたという意識は持っているんですけれども、今回このように保育料の軽減を年齢的に変えないとすると、こういう保育料の基準額表をさらに細分化して、そして第3子に対しての保育料の軽減ということも考えられると思うんですけれども、その点について町長にお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
保育料の階層、何階層という、この間切りかえたというふうに思いますが、課長のほうから答えます。

議 長 （大須賀 啓君）
子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）
お答えいたします。
大和町の利用者負担の階層でございます。こちらにつきましては、規則で定めておりました、現在14階層になっておるところでございます。なお、国の基準ですと8階層ということになっております。ちなみに、その国からの階層をさらに14階層で分けているというような現状でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）
確か国の基準額よりは細分化されたというのは以前、存じておりました。しかしな

がら、やはり、さらにこれからとにかく少子化に歯止めをかけるためには、やはり第3子以降の子供さんたちをふやすことがまずもって前提だと思っております。その中で、やはり一番課題として挙げられるのが経済的負担が大きいということでもありますので、ぜひさらにこの第3子、対象となる方々の保育料の基準額表をさらに細分化していただきまして、なるべく、とにかく子育て支援する方々の経済的負担の軽減に取り組んでいただきたいなと思っております。国でも近年になって初めて少子化対策に取り組んでいるなと思っております。保育所の事業所内でも保育の施設の設置とか、それらは待機児童の解消になるわけですけれども、そういうものに対していろいろ国でも私からすると今さらという感じなんです、やっぱり国でも取り組んでおりますので、ぜひ町としてもいろいろ子育て支援については取り組んでおられるんですが、さらにこのような面に対しても取り組んでいただければなとありますけれども、その点についてお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

子育て支援というものにつきましては、町でも積極的に取り組んでできているところでございます。今回、国のほうでも人口減少というショッキングな中で、改めて力を入れるといたしますか、状況になってきておりますし、また、そういったものを込めてのまち・ひと・しごと創生の計画等々も求められているところでございます。全て皆さんほかの地区と一緒にということではなくても、どこに力を入れるか、どういったことがあったらいいのか、それぞれの町の事情とか、そういったこともあろうというふうに思っております。基本的にはそういった子育て支援はしっかりやるという中で、どういったものが一番有効であるか、そういったものはいろいろ研究といたしますか、しながら、より有効な活動の中で子育て支援をしてまいりたいと、このように考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

それでは、保育料についてはこれで終わりますが、それから、住宅取得時等への支援なんです、これにつきましては3人目以上を産まない理由として、子供たちの部屋の確保、そういうものにもお金がかかるというのも問題として挙げられておりますので、町としてもやはり3人以上いる多子世帯の方が住宅取得、中古物件なりこういう住宅を取得する際に、ある程度の、幾らかの支援、それからまたリフォームをされる時にもそういうのに対しての支援、そういうことも少しは考えていただければなと思っております。これもまたほかの、他の自治体の例なんですけれども、18歳未満の子供が3人以上いる世帯、それから、2人目でも母子手帳を持っている方々を条件といたしまして、中古戸建住宅を取得してリフォームする場合に、幾らの助成、それから中古戸建住宅を取得する場合にも幾ら助成、または、今住んでいて、子供たちが大きくなってリフォームしなければならない、そういう場合には幾らかの助成ということで、住宅に対しての助成も行っているわけでありましてけれども、この辺についても、これにつきましては、先ほど町長の答弁にもありました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で考えているということで、空き家対策や子育て支援住宅、定住促進等々も考えていただいておりますけれども、この多子世帯の方々への住宅支援についても町長、どのようにお考えになりますか。お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

住宅取得の支援につきましては、まち・ひとでということ申上げております。総合的に言った場合に、例えば親子三代とかですね、そういった中で子供をふやすと申しますか、そういった地域に子供が住める、住みやすい環境と申しますか、そういったものを総合的に考えて、今まち・ひとの中で考えております。一つ一つではなくて、総合すればそういったことになっているということですね。ですから、そのことがつながって行って、子供たちの子育ての応援と申しますか、なってくるというふうにご考えておまして、そういった一貫の中で応援する制度について今検討しているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

ぜひ、今、吉岡、もみじ、杜の丘が中心となって人口がふえているわけでありませうけれども、やはり旧村にもこれからの若い人たちが第3子、4子とふえる環境整備に取り組んでいただきますことをご期待申し上げまして、1件目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2件目に入ります。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん、少し早いんですが、途中になりますからここで暫時休憩します。再開は、午後1時とします。

午前11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

それでは、2件目の質問に入ります。

水害からの教訓をどう生かすかであります。

自然災害には地震・津波・風水害・火山・雪害などがあります。近年の気象状況を見ると、想定外という言葉は当てはまらないように自然災害が頻繁に起こるようになりました。去る9月10日、11日にかけての台風18号による記録的な豪雨は、河川・道路・農地・農業用水・山林・建物の床上・床下浸水など甚大な被害をもたらしました。今回の水害にあわれた地域は、吉田川の氾濫によってこれまでも何度となく被害にあってきました。これ以上被害を繰り返すことのないよう、早急な対策が求められます。次の2点について伺います。

1点目は、役場・病院・消防署・警察署などの浸水被害についての見解を伺います。

2点目、吉田川河川改修と南川ダム・嘉太神ダム・防災調整池の管理について町長

にお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えをします。

初めに、役場・病院・消防署・警察署などの浸水被害についてでございますが、今回の豪雨で役場庁舎の駐車場の半分が冠水いたしました。庁舎及び車庫の浸水はありませんでした。黒川病院では、1階部分が床上浸水に見舞われましたが、4日後に診療を再開いたしております。黒川消防署につきましては、1階部分が浸水しましたが、12日通常の勤務体制に戻りました。大和警察署は1階事務室及び車庫等が浸水しましたが、14日には復旧しております。

今回の豪雨で災害時において重要な拠点となる公共機関が浸水被害に見舞われたことを重く受けとめ、災害応急対策拠点の機能を確保するため、公共施設への機能を一時移転するなどの検討を行い、関係機関と連携を図りながら今後の対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、吉田川の河川改修と南川ダム・嘉太神ダム・防災調整池の管理についてでございますが、吉田川の改修事業は、国が進めている直轄区間上流部の改修事業と中流部の河川河道掘削事業の促進と、その上部となります県管理区間、高田橋から上流部ですが、の河川改修の早期事業化について県知事に過日、11月5日、要望を行っているところでございまして、上流・下流のバランスのとれた河川改修事業の促進とその事業調整を図ってまいります。

南川ダム・嘉太神ダム・防災調整池の管理であります。南川ダムの管理につきましては、宮城県仙台北部ダム総合事務所で県のダム管理規定に基づき管理を行っているものでございます。また、嘉太神ダム・防災調整池につきましては、ことし9月の定例会で一般質問されておまして、嘉太神ダムは大和町ほか2市4ヶ町村により運営及び維持管理がなされております。管理は管理規定に基づきまして気象情報等を考慮して行っているものでございます。防災調整池の維持管理につきましては、調整池の状況及び周囲のり面等の確認、調整池からの放流口となるオリフィス、これは排水ますをそう申しますが、オリフィスや放流管等の構造物の損傷及び異物の有無等の確認、放流管下流の水路の状況等の確認となっております。防災町調整池の操作につ

きましては、その構造上、下流域への流出を一時的に貯留する機能となっておりまして、基本的に出水時における操作を行うことはなく、定期的な点検や清掃及び日常の維持管理が大変重要となるもので、今後も維持管理の充実に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

それでは、質問させていただきます。

まず、役場・病院・消防署・警察への浸水の被害の見解についてありますが、ただいまの答弁で対策拠点となる機能を確保するために一時移転を考えているということでもあります。このことについて質問させていただきます。

この一時移転なんですが、やはり対策本部といたしましては、機能が果たせないということがあってはならないことでもありますし、当然住民も不安に思うところでもあります。そんな中で、災害対策本部の代替施設として、今一時移転を検討するというご答弁をいただきましたけれども、この一時移転する施設は大体どの辺に考えておられるのか。そしてまた、いつから準備に入ろうとしてご検討されているのか、その点についてお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

代替施設ということでございますけれども、これまだ決定しているものではございません。考えられるのは、例えば旧役場跡前のコミセンですね、とか、まほろばホールとか、そういったところもあろうかと思えます。また、ひだまりとかもあるわけですが、ただいろんな施設と競合しておりますし、それから、他の機関、例えば消防とか、警察とか、そういったところ等もいろいろ考えておられるところがありますので、そういったところの調整は必要というふうに思っております。移転といいましても、例えば本部施設というんですかね、無線施設とかそういったところという考え方、いろいろな考え方が、レベルがあると思えますので、その辺についてはちよっ

とまだ詰めたところではございませんが、まず消防とかで考えて、警察も考えているのは、まず車の移転場所といいますか、そういうことを考えておるといことでございます。先ほどもちょっとお話し、全者の方にも答弁したところでございますけれども、車両の移動をして、車両が動けなくなることを防ぐといいますか、そういったことで今警察とかでやっております。消防もそういった指示はしておるところでございます。

本部ということになりますと、そういった施設、建物も必要になってまいります、先ほども申しましたこの重複するということもございますので、その調整は必要というふうに思っております。

ちょっと至急ということでは考えておりますが、まだいつからとか、どこを決定という状況にはなっていない状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

一時的に移動しての本部の設置ということでありまして、やはりこれ、まだこれから検討されるということなんです、やはりこういう事態がまだ冷めないうちに、やはりそういうものはどんどん進めていくべきじゃないのかなと思っております。それで、いろんな事業があつて忙しさにまぎれてどんどん、どんどんおくれていってしまうと、またこういう自然災害はいつ来るかわかりませんので、ぜひ関係機関との連携をとりながら、早い時期に対策本部の設置をお願いしたいと思います。ぜひご検討いただきたい。早目にご検討をお願いいたします。

次に、吉田川の河川改修であります、河川改修につきましてはきのう、きょうといろいろ皆様からいっぱい質問があつたところでありまして、もう改修につきましては国、それから県、それらに河川改修事業の促進を図り、早期に事業化を図るということでありまして、ぜひその河川改修の事業が早期のうちに進むことを期待しております。

あと、嘉太神ダムであります、嘉太神ダムにつきましても、やはり早い時期に、今調査中ということでありまして、これも早い時期に調査が完了しまして、方向性を示していただければよろしいのかなと思っております。

続いて、防災調整池であります、この防災調整池につきましては、大雨が降るた

びにのり面が崩れるという箇所があります。のり面が崩れると土砂が堆積して、調整池の機能が十分果たせなくなりますので、この調整池につきましても、定期的な点検、それから維持管理に努めていただきたいと思います。

それから、南川ダムでありますけれども、これは先日、11月21日に今回水害にあわれました地域の皆さんが急に水かさがふえたのは南川ダムで放流したからじゃないかという住民の声が、不安がすごく大きかったということで、南川ダム事務所のほうに説明に来ていただきたいということを依頼しまして、そして説明会が行われたわけです。その中で、南川ダム事務所からの説明には今回の降雨時の南川ダムの状況、それから今回のダムの水位状況等々いろいろご説明をいただきました。そんな中で、南川ダムは操作するゲートを持たないダムであって、洪水時には放流量を上下する操作はできないという説明もいただいたところでもあります。

そんな中で、今回の南川ダムの水量はダムを管理開始した昭和63年以降最も多い雨量となったということで、ダムに流入した水量、そしてダムの水位が降り始めから最高水位までいくまでに、そのダムの水位が4メートル上昇したということでありました。そんな中で、4メートル上昇した中で、越流した量はその半分が越流したということで、実際は、もし100今回南川ダムに雨が降って集まった水が、50がダムから、吐水口から流れ出したということになるわけでありますので、やはり被害を受けた住民の皆さまからすれば、その流れた分がダムで放流したんじゃないかというふうに感じとれるのは、これは当然じゃないかなと思ったわけです。

そんな中で、住民の皆さまからは、放流したのではないかということに対しては、こうやって説明を受けたわけなんですけど、じゃあ吐水口から流れる前に、ある程度の雨量の計算はできるわけなので、吐水口から流れる前の時間を大体計算していただいて、そのときに警報を鳴らしたらいいんじゃないか。そうすることによって、警報を鳴らしてもらうことによって、避難もできるし、それから車の移動もできるし、農機具なんかも移動できて、被害が少しは収まるんじゃないかというお話もさせていただきました。また、たまっている状態を放流の調整ができないんだったら吐水口から流れる前にポンプで水を、流れる前に、以前に、雨が降ることが、台風が来ることがわかっているんだったら、その以前にダムからの水をポンプで吸い上げて放流したらいいんじゃないかという、いろいろなご意見が出ました。ですが、やはり管理事務所からすると、管理上それはできないと、こういうこととしてほしいという、それも管理上できないということで、説明を受けた住民からするとすごく納得のいかない説明会だったという話をいただいております。

そんな中で、そういう警報も鳴らせない、またポンプでもできないというのは、やっぱり管理するほうからすればそれは当然なのかもしれないんですけども、警報、南川ダムの水位の状況、今回は町のほうからエリアメールでいろいろ情報が入ってきているわけなんですけれども、その中に南川ダムの情報なんかも町としての情報発信の中には入れていただければもっと違ってくるのかなと思うんですけど、その点についてお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

南川ダムの管理という中でございますけれども、この間、先日、21日ですか、説明会があったということでございます。南川ダムでもあいつた機会を持ってもらったということ、現状といたしますか、ダムの能力といたしますか、そういったものを知ってもらいたい機会だったというふうには聞いております。ただ、被害にあった方々については、納得のいかない部分もあったというお話も聞いておりました。この間、きのうですか、伊藤議員さんからもそちらのお話があったところでございます。そういった中で、南川ダムのそういった情報ということでございますけれども、この情報について町のほうで情報を集めて、そういったものを、情報提供できるかどうかということでございます。そのことについては、ちょっとダム事務所のほうと確認をしてみないと何とも言えませんけれども、ダム事務所のほうでも水位等は当然確認しているわけですので、そういったものについての情報の町としての交換、それはできる部分もあるのではないかなというふうに思います。ただ、今現在、今すぐにここまではできませんというお答えもできませんので、その辺につきましてはダム事務所のほうと確認をしまして、できるもの、できないものについてちょっと整理をしてみたいというふうに思います。水位が上がって、あとこの状態ですので、いずれその洪水脇から出ますというんですかね、自然越流になりますけれども、そういう状況にありますということとかについては、確認できると思いますし、そのような情報は町としてももらえるのではないかなというふうには思いますけれども、なお確認して、できるものについて情報の提供、いろいろ検討してみたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

やっぱり、河川改修となると、やっぱり時間がかかるものですから、ぜひそういう本来なら洪水から守っていただけるダムから、やはり放流されて、そして水かさがふえとなると、やはりその下にいる地域住民は大変不安に思いますので、やはりそういう放流する以前に地域住民にお知らせする何らかの対策は講じていかなければならないと思いますので、ぜひダム事務所と連携を密にしながら、今後これらの対策に努めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

続きまして、8番藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

では、私のほうから2件質問させていただきます。

まず、1件目です。認知症の対策をということでございます。

認知症の患者は460万人を超えて、このまま行きますと予備軍の方を合わせますと1,000万人を超すんじゃないかと言われております。次の点について伺います。

認知症の知識の周知、普及、予防、そして早期発見、早期治療の取り組みについて。

2つ目、認知症カフェの整備をするべきではないか。

そして3つ目、町の住民健診に認知症の検査を導入したらどうだろうかということでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

認知症の患者数等につきましては、きのう渡辺議員さんにもお答えをしたところでございます。認知症とは、生後一旦正常に発達した精神機能がさまざまな要因によっ

て障害され、慢性的に減退ないし消失するものです。これにより、日常生活や社会生活に支障を来すようになるものであります。認知症はアルツハイマー型と脳血管性認知症に大別されます。アルツハイマー型認知症につきましては、脳の委縮によって起こる認知症のことでありまして、特殊な物質がふえることが原因と言われておりますが、なぜその物質がふえるのかははっきりとわかっていない状況でございます。また、脳血管性の認知症につきましては、脳梗塞や脳出血など、脳の血管障害によって起こる認知症のことでございます。原因となる血管障害は生活習慣病が原因とされることが多くあります。現時点ではこうすれば認知症にならないという有効な予防方法はありませぬ。しかしながら、最近の研究からどうすれば認知症になりにくいかということが少しずつ分かってきたと言われております。特に脳血管性認知症の予防には高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病の予防、食事や運動を主としました生活習慣の改善、外出や交流、趣味や役割を持つことなどが有効とされ、町でもさまざまな機会、事業を通じて普及啓発に努めているところでございます。

健康たいわ21におきましては、若い世代からの健康づくりを勧めております。さらに、高齢期においては、広報への掲載や各行政区で開催しておりますいきいきサロンの出前講座で「みんなで学ぶ認知症」と題した講演等を12回開催し、認知症の普及啓発に取り組んでいるものでございます。

また、予防事業といたしましては、ハイリスク高齢者に対する脳トレーニング、運動等を行う認知機能の向上事業、週1回、計12回の開催。運動機能低下者に対しまして、運動指導を行う運動機能向上事業を計13回。口腔体操、口腔ケア等を行う口腔機能向上事業を計7回実施しているところでございます。早期発見・早期治療の取り組みにつきましては、65歳以上の高齢者を対象とした生活機能低下、これは認知機能を含んでおりますが、その早期発見のための基本チェックリストの実施や総合相談における早期の受診勧奨、物忘れ外来や介護サービス等の利用に向けた支援等を行っているところでございます。

次に、認知症カフェの整備についてでございますが、認知症になりますと、認知症の人からは「出かける自身がない」、家族からは「どこに連れて行っていいかわからない」などの悩みに対する一助として認知症カフェというものが登場したものであります。認知症を介護する家族同士の交流や、リフレッシュの場として開催している認知症介護者の会ほっとケアを毎月開催しており、また、地域で開催されますいきいきサロン等に参加することにより、一緒に活動や会話をすることでその地域の仲間とともに生きたいを見出し、地域の助け合いによりその役割を果たしていきたいと思っ

ております。

住民健診に認知症検査の導入につきましては、現在、助成対象となっております脳ドック健診等が認知症発見の一端を担っていることから、受診の周知・啓発に努め、受診率の向上を図るとともに、他の自治体の取り組み状況について情報収集を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

では、お聞きいたしたいと思います。

厚生労働省は、新オレンジプランということで、認知症に対しまして平成25年から一生懸命努力しているようでございます。ちょっとこれ、私事に近いんですけども、先月の初めに泉病院という病院があるんですが、その友の会で院長先生を呼んで認知症予防という、そういう学習会を研修センターでやらせていただきました。お知らせは私の、余力ないもので、研修センターの周りわっと回して、あと役場の地域包括センターの窓口にチラシを置かせてもらってという中で、40人近い方で、中には大衡村のほうから参加されたということで、どうやって、多分知り合いから誘われたんだろうなという、追跡まではしていないんですけども、そういう意味ではやはり関心の高さというんですかね、そういったものを実感した、これはちょっと前置きでございませう。

そういう中で、戻りますけれども、先ほどの新オレンジプランによりますと、これには7つの柱というふうなものが寄せられております。この中から実は2つほど取り上げて今回質問させていただくというようなことを予定しておりました。

まず、7つの柱というのは、1つ目が認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進。それから2つ目が認知症の容体に応じた適時・適切な医療・介護の提供。そして3つ目が若年性認知症の施策の強化。4つ目が認知症の人の介護者への支援。それから5つ目が認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進。6つ目が認知症の予防法・診断法・治療法・リハビリテーションモデル・介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進。そして、7つ目が認知症の人やその家族の視点の重視というような7つになっております。

そういう中で、1番目に挙げられておりますけれども、認知症への理解を深めるた

めの普及・啓発の推進、ちょっと申しわけない、ちょっとずれがありまして、私の質問趣旨と、聞いたかったことと若干お答えのほうが微妙なずれがある中でございますけれども、ちょっとこの中におきましては、認知症の視点に立って、認知症への社会への理解を深めるキャンペーンを実施するんですということ、その中に立って、昨日質問にもありましたけれども、認知症サポーターの要請の活動もこの中に含まれております。それから、学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の推進という項目、その項目についてちょっとお答えいただけたらというふうに思ってたところじゃ、若干ずれたのかなというふうに思っております。ということで、そうは言っても、この質問趣旨からはずれていないというふうに思いますので、認知症の知識の周知・普及という、予防・早期発見・早期治療というふうな中での知識の周知・普及というところで、この厚労省のオレンジプランの上においては、学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の推進というような項目がありますので、そこから辺の取り組みについてお願いできればと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

普及とかそういったことにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、いきいきサロン等の出前講座とか、表題「みんなで学ぶ認知症」の講演をやったり、また、そういうことで普及啓発をやっている。あるいは認知症のサポーターの講座等の中でもそういった認知症についてのいろんな知識とございますか、そういった普及をやっているということでございます。

先ほどいろいろ、7つあったのであれば、そういうふうに質問していただくと、そこについて答えんですけどね。なかなかそまで読み切れなかったものから、こういった答えになりましたけれども。そういうことで、普及等につきましては先ほどの繰り返しになりますけれども、町でやっているものについては「みんなで学ぶ認知症」と題して講演会をやるとか、あといろんな出前講座をやるとか、さらにはきのう渡辺議員さんのご質問にもお答えしたところでございますけれども、サポーターの要請の講座の中でそういった普及をするとか、そういった形でやっておるところでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

実は、この7つはもちろん聞けないので、3つに絞ったんですけれども、それもなかなか実は、1問目は2つを1つに詰めたからやたらとぎゅうぎゅう行となっていたという、これは内輪話ですので、これは。という中で、普及という中で、例えば例題として挙がっているのが、例題という言い方でいいのかしらね、この説明書に、説明というんですかね、によれば、小中学校でもやるんだよ、大学生がボランティア、まあ私どもの町に大学生と言っても直接にはわかるところがないんですけれども、そういったところへの、すぐにもしかすると聞かれても困るのかも、ちょっと学校で認知症を含む高齢者の理解を深めるような教育の推進、それから、小中学校で認知症サポーター養成講座を開催、このような取り組み、方向性はあるんでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その小中学校でということですので、教育長のほうからお答えをします。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

それでは、お答えしたいと思います。

認知症を含めた高齢者理解というふうな学校現場での教育という部分だと思うんですが、実は、宮城県のほうで平成十三、四年ですかね、そのころに県のほうで人権教育のリーフレットを小中学校向けにつくりました。その当時は、我々人権というと同和問題というの真っ先に浮かぶんですけれども、そうではなくて、生まれてから、そして高齢者まで、そのお子さん、成人、それから中高年、高齢者、それから障害を持った方々、あるいは北海道に住む先住の方々等々、いろんなものが人権に入るんだというふうなことで、その中の一環として高齢者という部分がありました。当時はまだ

まだ認知というふうな部分での理解が進んでいませんでしたので、現在はいろんな情報を得ながら、学校現場でも人権教育の中でそういうふうな取り組みを行っているのが現状でございます。

議長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

人権教育という中で取り組まれているということで、今認知症というものの知見というんでしょうかね、そういったものがまたかなり新しくなって、あるいはもしかするとそのころ認知症という言葉そのものもなかったやもしれませんので、そういう意味ではぜひともまた新たな知見に立ったそういうもの、県の中でも出てくるのかもしれませんが、ぜひともそういう普及というものについても取り組んでいただければというふうに思います。

次に、2件目、何て言うんでしたかね、認知症カフェについての質問に移らせていただきます。

認知症カフェについても、先ほどのオレンジプランの中にあリまして、オレンジプランの4つ目ですかね、認知症の人の介護者への支援という部分になるということのようでございます。認知症のカフェ等の設置ということで、目標としては平成30年度から全ての市町村に配置される、これはちょっと質問には入れていませんけれども、認知症地域支援員等の企画により、地域の実情に応じて実施するというような計画になっております。

認知症カフェって何ぞやというふうなことになるかとも思うんですけれども、運営、いろんな形態があるようございます。認知症の人やその家族、あるいは専門家、そして地域住民が集う場というようなことになっております。そして、互いに交流をしたり、情報の交換をしたりする目的ということで、そして認知症の方がスタッフとしてコーヒーや軽食を振る舞うこともあり、あるいはまたそういうことで自分の存在意義を確認するという役割も果たしているというようなことで、カフェといっても通常営業じゃなくて、月何回とかというようなことが多いという、これは情報としてあるやつですけれども、それで参加費100円とか200円、2,000円ぐらいというような、そういういわば認知症の方だけでなく、ご家族、介護をされている方、そして専門家も集う、そういう場所というようなことで、そして、これもまたちょっと列挙します

と、メリットとして本音で話せる、さまざまな情報を受け取れる、心理的な不安も軽減になるんだ、単純な娯楽として、それから趣味、ずっと来まして、それから専門家やケアマネージャーとつながれる、あと家族のメリットとしては家族同士の情報の交換、それから心理的な負担の軽減、それから専門家への相談の場所にもなるんだというようにことを挙げられております。

それで、先ほど申しましたように、あと3年、平成の30年には全自治体というんですかね、そういったものというような目標になっているようでございます。という中で、先ほどのご答弁の中で、毎月ほっとケアというのを開催しているんですよ、それから、いきいきサロンですかね、そういったものでその役割を果たしていきたいというご回答でございました。率直、お聞きしますけれども、これ、ちょっと初めての質問なんですけれども、代替というような考えていいのかなというふうに、ちょっとそこら辺、率直、お聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

代替でいいのかということですが、代替でいいのかというのは、このカフェの……。失礼しました。代替ということはカフェの代替という意味ということでよろしいのでしょうか。

今、カフェにつきましては先ほど議員お話しのとおり、介護者への支援ということが目的、本人、家族、地域の人々が集いながら、場合によっては本人がスタッフになってやるというような、そういったモデルケースだというふうに思っております。この町でやっているのは先ほど申しましたとおりほっとケアとかいきいきサロンということでございますけれども、代替という言い方がどうかあれですけれども、目的といいますか、内容的には同じような役割を果たすものではないかというふうに理解をします。

ほっとケアにつきましては、先ほども申し上げたところでございますけれども、認知症の方を介護している介護者及び家族、または関心のある方、そういった方々が集ってやっておられるところございまして、いろいろな情報の交流、交換なり、またそういうことによるリフレッシュといいますか、そういったことの役割を果たしているというふうに思っておりますし、いきいきサロンにおきましては、これはいきいき

サロンご承知のとおりだと思いますけれども、そういった中で皆さんと一緒にそういった方も入ってやる。やっぱりその役割もそういうサロンに行けばいろいろとできるなというふうに思っておりますので、イコールというものではないかもしれませんが、大きな目的としてはそういったものと同じような役割を果たすのではないかなというふうには理解します。

議長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

私もちょっとこのお答え、まあこれ以上はあれですけれども、大きくは何でもかんでもカフェということはないんだろうなと。やはり今町で取り組んでいるその発展経営の中で追及していくそのもののように思います。また、このカフェそのものもいろんなものがある、これだぞというのが率直まだきちっと出ているようでもありませんので、引き続きの取り組みとしてお願いしたいと思います。

それから、3番目というんですかね、住民健診に認知症の検査をということでございますが、これは矢板市においてことしからということですので、まだ実績とすると上がってきていないというような状況のようでございますけれども、市の健康診断の一環として65歳以上の方について健康診断に認知症の検査を実施するというので、実は矢板市そのものが非常に認知症については取り組みが先進的という言い方、一生懸命なさっている自治体ということで、その中でことしから住民健診に取り入れているというような状況のようでございます。ということで、先ほど一番最初に、ちょっと余談ですがということで泉病院の友の会の取り組み、ちょこっとお話しさせていただいたんですけれども、その場においても、認知症の検査ということじゃないんですけれども、簡単な物忘れチェックというんですかね、そういったものをやって、私も受けさせていただいて、幸いというか、セーフだったんですけれども、やはりそういうことというのは一定の、受ければ安心だし、受からなかったらちょっとそれはそれで大変なんですけれども、やはり大切なことなんですかね、先ほど脳ドックということもございましたが、そういういわば住民健診というより広い中でそういった取り組みができればいいんじゃないのかなというふうに思っておりますので、改めてご質問いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

先ほどの地震のことで暫時休憩して報告させていただきます。

午後1時49分 休 憩

午後1時49分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

幅広い健診ということでございます。今、大和町では、先ほど申しました脳ドックという形でやっております。矢板市のそういった新しい方法もあるということでございますが、こういったものがあるのかということで、議員は受けられたということでございますから、こういった効果、効果はわかりませんが、議員は大丈夫だという判断をされてよかったなと思っておりますけれども、いろんな方法があるんだというふうに思っております。それで、幅広く受ける方法とか、簡単にといい方もおかしいんですけども、健診としてやれるとかそういったものについては、先ほども言いましたけれども、いろんな方法もあろうというふうに思っておりますので、いろいろそういった情報といいますか、そういったものを収集して今後についていろいろ考えてまいりたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

ぜひ、私は大丈夫かどうかはわかりませんが、ぜひとも前向きな検討ということをお願いしたいと思います。

では、1件目については終わらせていただきます。

2件目でございます。住宅リフォーム制度ということで、会派のほうで青森県大鰐町、視察させていただきました。その中で、もともとは定住促進策ということで、Jターン、Iターン、Uターンも含めてですけども、住宅リフォーム助成を行ってお

り、助成額の約10倍の工事が、1年限りのあれですけれども計画されております。

地域経済の活性化としても有効でありますということで、検討したらどうだろうかという質問でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、住宅リフォーム制度についてのご質問でございました。

青森県の大鰐町の定住促進、子育て住宅支援事業は、一般住宅及び子育て世帯住宅への支援を通じて、住環境向上により定住促進を図ることを目的として住宅の新築及び空き家を含む住宅の修繕、増改築等のリフォームをされる方に対して、その経費の一部を補助するものだというふうにかがっております。補助対象者につきましては、町内に居住、または町外から転入して居住することが明らかな方で、補助限度額は新築の場合一般世帯が30万円、子育て世帯は50万円であり、リフォームの場合は一般世帯が20万円、子育て世帯が30万円、空き家の場合は20万円の上乗せがある事業内容となっております。

当町におきましては、近年若い世代の転入が増加しておりまして、人口増加が続いておるところでございますが、周辺部の宮床、吉田、鶴巣、落合地区では人口が減少しておりまして、町の課題となっております。

現在、急速な少子高齢化の伸展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかける地方総合戦略の策定作業を進めておりますが、町の定める目標の1つといたしまして、大和町への移住・定住の促進を掲げており、実施事業案として移住・定住・子育て世帯支援事業を検討しております。この事業は人口が減少している周辺地区へ移住・転居する世帯を対象に、住宅購入やリフォーム費用の一部を助成するもので、空き家等の利活用も想定して補助対象地区を限定した中での取り組みを考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

町長にほとんど答えていただいちゃったというか、事業内容については大鰐の場合、そういうことで若干資料的なので見ますと、全部でこれ、年度途中でございますけれども、10月の頭までで全部で53件のリフォーム、中で新築が9件ですかね、それからリフォームが41件というようなこと、数字が合わないかな。それから、そういう中で、いわゆる子育て世帯、6歳以下のお子さんがある世帯がその中で15世帯ですかね。多分、多分という言い方あれですけども、お子さんがいて、リフォームして、外に出ていくことはないだろうということでは、多分定住促進というんですかね、そういったことになるのかなというふうに、視察の上ではそういうふうな判断をしたところでございます。まだ、町外から入って来る方はこのときにはいらっしやらなかったようでございますが、そういう中で、予算の執行状態もあるんですけども、1,200万円の補助金というんですかね、それに対して2億3,000万円の成果、契約高ですけどもね、そういったことで、趣旨とすると、人口増もそうだし、地域経済もいいんでないかなという、そういう思いのことでございました。そういう中で、町長の答弁書の中で、移住・定住・子育て世帯支援事業ということで、これは地域、もう一度ちょっと確認したいんですけども、地域限定というようなお考えという、町内であっても地域限定という、そういうような方向なんでしょうか。1つここだけ。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは、計画進む中で具体にご説明したいというふうに思っておりますが、大和町の場合、地域でふえている地域と減っている地域が偏っております。したがって、全体にしてまたふえているところに全部が寄ってきたという場合に、それでよろしいのかという考え方もございます。したがって、そういった意味での地域限定というふうな考え方をちょっとしているところです。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

私も平成23年の9月議会で住宅リフォームというの、以前に質問したことがあるん

ですけれども、そのときには具体化なかったので、今回質問させていただきましたけれども、まだ計画段階ということで、いろいろ聞いても決まっていなことはなかなか言えないんだろうというふうに思いますけれども、ぜひ人口減少対策というんですか、そういったことでぜひ推進していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（大須賀 啓君）

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

それでは、公用車の交通事故防止について伺います。

公用車の交通事故に対するこれからの対応などについて伺うものであります。

公用車の交通事故防止については、全庁を挙げて取り組んでいただいていると思いますが、まずその公用車の交通事故の過去5年間の事故件数とそれに伴う賠償額の状況をまずお示しをいただきたいというふうに思います。

交通事故の原因は運転手のわき見運転や安全確認不足などの不注意によるものが主であると考えられておりますが、そもそも運転技術員の廃止によって公用車の運転を専門としない職員が運転しなければならなくなったということや、職員の削減により業務量が増しているということ、さらには県庁や保健所、農業改良普及センターなど出先機関の統廃合によって運転時間が増している、これらのことも事故原因になっているのではないかとこのように推察しております。

運転前の安全点検、職員の安全衛生の保持、事故予防策について現在の実施状況が

万全なのか、以前にも申し上げましたけれども、ドライブレコーダーの設置など、新たな抑止対策を加える必要があるのか、考え方をお伺いするものであります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、まず公用車の交通事故に対する今後の対応などについてであります。初めに、公用車による過去5年間の交通事故件数と賠償額の状況ということでございました。

平成22年度が6件、12万6,000円、平成23年度が8件、28万6,000円、平成24年度が4件、20万2,000円、平成25年度が6件で139万4,000円、平成26年度が4件で58万円でございます。本年度、27年の11月現在、2件事故がございますが、賠償額はございません。

また、公用車による交通事故の原因といたしましては、多くがわき見運転の確認不足によるものであります。しかし、交差点で停車中に追突される事故等、相手側の責任による事故も数件ございました。

次に、運転技術員の廃止についてであります。グレーダー等特殊車両の運転や維持管理がなくなりまして、特殊車両を初めとする専門の運転技術員の必要性がなくなったことによるものでございます。また、職員による県庁や保健所、農業改良普及センター等への出張につきましては、以前から職員が公用車で出張しておりましたので、以前と比較しても運転時間の大きな変化は余りないものと考えられます。

交通事故抑止対策につきましては、運転前の安全点検やアルコール検査、また新規採用職員の半年間公用車運転禁止や、運転免許証の確認などを実施しております。さらに、朝礼や庁議等での交通安全意識や交通ルール順守の徹底を図っております。

ドライブレコーダーの活用につきましては、車両に大きな衝撃が加わった前後十数秒の時刻、位置、前方映像、加速度、ウインカー操作、ブレーキ操作等を記録する車載カメラ装置のことであります。運転している全ての時間の映像を記録するのではなく、荒い運転や事故が発生した前後の十数秒の前方の映像を記録することができるものでありまして、交通ルールの遵守や事故抑止につながるものと考えますが、当面は職員の交通安全意識を徹底し、今後の公用車へのドライブレコーダー設置を含めて検

討してまいりたいと思っております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

今、過去5年間の事故件数と賠償額についてお示しをいただきました。今示された数字について改めて町長はどのように認識をされているのかお聞かせをいただくのと、この賠償金というのは税金の直接投入という形で処理をされているのかどうかお聞かせをください。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

このこれまでの過去5年ばかりではないということだと思いますけれども、事故に対する認識ということでございます。これは、1件であれあつてはいけないものであるというふうに思っております。もらい事故といいますか、そういったこともあることはありますけれども、このことについては1件でも少なくするというよりもゼロを目指すべきだろうというふうに考えております。したがいまして、このことが起きているということについては、非常に遺憾であるといいますか、思っております。

それから、この賠償額でございますが、これは賠償額の全額でございますが、保険料も払っているのは保険料も入っていますけれども、税金ですけれども、保険料も入った金額ということで、直接の部分と保険料の合わさった金額ということです。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

誰もが事故を起こそうということではなくて、結果としてこのような事故件数が毎年、今お示しいただいた数字から見ると総じてふえも減りもしないという、横ばいということなんでしょうか。若干ことし、ここまでは2件ということで、半年以上を過

ぎての2件ということで、若干減っているんでしょうか。これは予防教育が功を奏しているということであれば、それは大変結構なことだというふうに思いますが、もしその、今年度になって何か特に加えたことがあるのであればお示しをください。

それと、賠償金については、今のご説明ですと、直接の税金投入と保険料、保険を掛けたものからの支払いということだそうでございますが、一般のどなたも持っている自家用車、当然これも自賠責、あるいは任意保険、それぞれが掛けているんだろうというふうに思いますが、これについて、当然事故が発生すればその保険料というのは当然割引が通常だと効くというんでしょうか、それが事故があればあるほど当然掛け金が高くなるということが通常は想定されているんだろうというふうに思いますが、町が今交通事故に対する保険ということで掛けている保険料についても同じような形で高い、安いということが起きているのかどうかお聞かせをください。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、今年度少なくなったこと、少なくとも2件あるんですけども、それについてですが、ことしだけ強化しているということではなく、毎年、毎年というかいつも交通事故につきましては徹底するよというふうにお互いに、みんなで注意を喚起し合っておるところでございます。そういったものの積み重ねが効果としてあらわれたというふうには思いますが、ことしだけ特別こういった強化策をしたとかという状況ではございません。これまでの積み上げの結果というふうに思っています。

それから、保険料につきまして、事故があった場合に割増、割増というんですか、そういうことでございますが、これは共済で入っておりますが、その金額には変わりなく、一定金額ということで掛けております。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

特にことしだけ強化をしているということではないということで、安全意識が高くなっているというふうに理解をさせていただきますが、例えば、保険料が変わらない

ということで、そういう保険はいいなというふうに思うんですが、もともと高い割合で払っているということもひょっとするとあるのかもしれませんがね。その辺もう一度精査してみてくださいね。あえて高いものに入っている必要はないということもありますから、確認をしてください。それは指摘しておきます。

それと、私物、要するに自家用車を公用車として利用するケースがあるのかどうか。そういった場合の手続きというのはどのようになっているのか。もしあるとすればですね。あるいは、公用車全般、その自家用車の場合も含めて、公用で使う場合に、先ほど交通事故を起こさないための1つの対策として新社会人には半年間運転させないだとか、あるいは免許証を確認しているだとかというお話ありましたけれども、例えばそのほかにルールづけとして何かあるのか。1日、例えば走行距離が200キロ以上を越えないことだとか、あるいはその他、何らかの措置をされているのか教えてください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

公用車の運転につきまして、1日何キロまでとかという規定といたしますか、そういったものは特別設けてはおりません。したがって、まあ何百キロも走るということはもちろんないと思いますけれども、そういったことで、何キロ以上走ってはだめとか、何キロ未満にしるというような言い方はしておりません。

あと、私用車を使う場合には、私用車って、私の公用で使う場合には申請をして、当然申請をした中で使うという形になります。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

確認のためですけれども、その私の持ち物の自家用車を公用として、ほかの車がないだとか等々、そういったケースの場合には、事前の承認の上で利用するケースもあるということですね。その場合には、先ほどの保険関係は、要するに公用車に準ずるということで、私の自動車に仮に事故を起こした場合、あるいはもらい事故さ

れた場合も、それは保険として該当すると、現在の保険で該当するということによる
しいのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
個人の車を運転する場合には申請をするということですが、その際に事故があった
場合のことにつきましては、自分でかけている保険を使うということも、保険として
ですね、という申請をしてもらおうと。申請といいますか、それで手続きがあるという
ことの決め方です。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）
それでいいのでしょうか。それはちょっと、私の認識としてはそれはうまくないん
じゃないかなというふうに思いますので、これも、今までは多分そうしてこられたん
だろうと思うけど、今後については本当にそれでいいのかということを再度確認をし
てください。公務災害ということに当然つながるわけですから、その個人の車を使っ
ての公務の場合の方が一の対応について十分かどうかということで確認をしておい
ていただきます。よろしいでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
確かに公務で使って人の保険を使うというのはおかしいというふうに思いますので、
確認します。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

このように、今何点かご質問した中で、今の公用車の利用状況について、言ってみればまだちっちゃなホールがあるということがおわかりいただけたのではないかなというふうに思います。ということで、そういったことも改めて見ることによって、結果としての事故防止策が強化されるということは当然あるわけでありますので、十分そういった認識をもってやっていただくということ。そして、今度は保険とかを離れて、要するに職員の方々の衛生管理というか、ご説明をいただいた中を見ますと、庁議だとか朝礼の際に事故防止についてのさまざまな指導、あるいは対応をしているんだというお話をいただいておりますが、それで不十分なのではないかという観点からなんですが、やはりこれはそういう安全衛生という観点から、その確認をするチームというか、責任体制というか、そういったことを委員会方式か何かとして設置すべきじゃないかなというふうに思います。仮に、1人の責任者が全体を見回すだとかということ、これは実務上非常に難しいことでありまして、それをしていると、どうしても形骸化するという事なんかもありますから、公用車を実務で管理している担当課や、あるいは実際には現業課なんかで自分たちで管理しているというようなところもあろうかと思っておりますし、総務課のほうでその上に立って管理をしているというようなこともあるんだろうというふうに思いますが、そういった関係課で定期的にその職員の方の健康管理あるいは衛生管理、そして車の安全教育を担当するという意味で、二重にも三重にもチェックをできると。1人の目じゃなくて最低2人、複数のチェックが働いているということが日常化することが大切なのではないかなというふうに思うんですが、そういう体制というのは考えていないでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

現在そういった形でチームを組んでという状況にはございません。先ほどお答えしましたとおり、私が言う場合には庁議とかそういったとき、大分うるさく言っているようで、「町長うるさいくらいに何でも言え」というと、そういう話も聞いてそんなにうるさく言っているかなと思うんですけども、そんなふうに言われておりますけれども、そのほかにも、各課で朝礼とかあるわけでございますので、そういったと

きの徹底ということもお願いをしております。

それから、若手のセーフティードライバークラブとか、そういったものがありますが、具体的にそういった定期のチェックとかそういうのはやっている状況では現在ないところがございます。あと、財政課のほうで管理するものもありますが、そういったところで、まだまだそういうところはやっていないので、そういったチームがいいのか、さっき言いました各課の毎朝のそれぞれの朝礼と申しますか、そういった中で今もやっていると思いますが、そういったものの強化がいいのか、その辺は考えてみたいと思います。やっても、お話のとおり形骸化してしまっただけは何の役にも立たないということですので、その辺を注意しながらやるとすればやらなければいけないというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

まあ、言われていることを小言として聞けば、それは余り効果がないというか、そういうことにつながる。我々が互いに確認しなければならないのは、それによって結果として事故を起こさないという自責をとらなければならないということでもありますので、やはり今の体制では先ほど言ったように、もういたところにピンホールがあるんだという認識のもとに再点検をしていただかなければならないのかなというふうに思います。

なお、お話でいただいたように、アルコールの検査、それはもう論外というか、当たり前のこと、今の時代としては当たり前のことだろうと思いますが、そのほかにも例えば病気で発作を起こすとか、あるいはそういう持病を持っていらっしゃる方はもちろんですし、あるいはやっぱり体調不良によって、本来はそういう業務につくべきではないと判断される場合でも、業務上どうしてもきょうやならなければならないんだというようなことが仮にあれば、それは職務上頑張るということもないわけではない。ですから、それを事前にチェックして、「いや、きょうはだめだ」というようなことも、ある意味では事故抑止に当然つながると。そういったものが先ほど言った朝礼等の中での教示、お話で、ちゃんと本人に伝わるかといったらそうではなくて、例えばぐあい悪い人、朝礼で本当に話聞いているかといったら聞いてないかもしれない。そういうことも含めて、それが完全にチェックできるという複数の目で大丈夫かと、

業務精励できますかというようなことがチェックされるような体制が望ましいのではないかというふうに思います。ぜひ検討の1項目に加えていただきたいというふうに思います。

そして、さらに、前回もこのことについてはお話を申し上げましたが、ドライブレコーダーについては、結果としていろいろ効果については認識はあるということではありますが、結果としてはつけないということを申されております。ですから、つけない理由があるんだろうというふうに思います。つけない理由について町長が認識していることをお話をいただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

つけないと言っているわけではなくて、今検討していきますと申し上げています。まず、申し上げましたとおり、その意識の改革といいますのは当然なんですけれども、そういったものを徹底をしていかなければいけないということで今やっております。あと、当然、アルコールなどというのは当然の話です。ドライブレコーダーにつきましては、本来事故を見つける、事故の体制とかですね、そういうのをやるとか、これ10秒間と言っていますが、ずっと撮っているやつにとっては、警察関係者に聞くとそのときに、事故の、本人でなくてもそこを通過したときにそのテープを解析するといろんなものが情報ができるとか、そういった効果といいますか、あると聞いております。警察署でも個人個人でつけるようにというような話があるとか、そういったお話もあります。あと一方で、それがあるということを意識するということでのいい緊張感があるというふうに思います。もう一方で、見張っているといいますか、そういった見張られているといいますかね、そういった危機感がないわけでもないというふうに思います。まあいろいろあるというふうに思っております。そういった中で、費用的にはいろいろあるんでしょうけれども、物すごく大きな金額になるものではないというふうに思っておりますけれども、いずれこの効果についてはあるということでは認識しておりますが、もう一方での逆の効果といいますか、見られているといいますか、そういったことについても今プライバシーの問題とかある中で、考える要素の1つではないかというふうにも思っております。それが全てではないですけども。そういったことで、これはつけないと言っていることではなくて、そういったものを

少し研究をしたいというふうに申し上げておるところでございますので、よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

前回は全く同じお答えをいただきました。懸念されることについても全く同じお話をいただきました。十二分に研究はされ尽くしたのではないかなというふうに私は思います。つけないとは言っていないから検討はするんだということでございますので、その結果をまた見させていただくというか、町長もご参加をされた会議の席上、同席された大和警察署の所長が防犯カメラについてお話しをされて、ご記憶あると思ひますね。新たな大和町の公共施設の完成に向けて、その周辺の整備の中に、ぜひ防犯カメラを設置をしていただきたいという強い希望を述べていらっしゃいました。それはやっぱり抑止、万が一のことよりはそれがあることよっての安心、あるいはそのことよって、その施設が快適に活用できるという、そういう環境整備ということがあるんだろうというふうに思ひます。それも言ってみれば車載カメラと全く同じであるんだろうというふうに思ひます。ですから、事が起きて、どうしてもそれを、事故原因を究明するだとか、あるいは事件を究明するだとかという場合には、大きな効果を発揮するだろうし、それと、先ほど車載カメラの効能の中に、当然おわかり、ご認識はあるんだろうとは思ひますが、言葉として出なかつた部分に、結局そのケーススタディというか、事故を起こした場合の、どういう状況でこういう事故が起きたんだということを生の教育材料として使えるんですよ。ですから、臨場感たっぷりというか、リアルにそういったことよって今回の事故は引き起こされたということよって教育できるわけですよ。そういった意味でもですね、一気に進めていただくことは理想かもしれませんが、前回お話をいただいてから今回までの間にお答えをいただいた範囲が1つも新たな様相が出てこないということで、非常に残念な思ひをしておりますが、少なくとも交通事故を起こした方が運転をされるであろう公用車、そういったものを限定されて、これまでそういうことを起こしたことがある車を限定してでも、モニタリング、要するに試しをなされるべきだと思ひますがいかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このドライブレコーダーの本来の目的というのは何であろうということを考えるときに、私は本来は事故があったときに、どういった状況で事故にあって、どちらがいい、悪いということではないのかもしれませんが、その原因を究明するためのものであるというふうに思っておりました。ただ、いろいろ考えていくと、そういうことも当然ございまして、今私が言わなかったのであえてお話しいただきましたけれども、それで勉強する、そういったことのリアルに見られるということ、非常にいいことだというふうに思って、それが第一の目的だと思っておりますが、もう一方で、運転する人を、言葉悪く言うと監視をするというようなものにもなりかねないのではないかなというふうな気もしております。それで、これも前に言ったかもしれませんが、そういったこともありまして、監視をしながらというものについて一抹の抵抗があることは、私、事実です。子供でもなく、もう一丁前の大人が、カメラがあるがためにきちんとやって、なければそうでなくてと、まあそうはならないと思いますけれども、そういったことがいかなものかというようなものが一部にあるのは事実です。そうは言いながら、先ほど言いましたこういったものについての違った効果ですね、さっき私が言った効果、その効果のほかにもさまざまな利用というか、そういったこともこのごろ勉強させてもらっております。そういったことも含めまして考えてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

たとえ話で恐縮ですが、けがをして、けがをしたところにばんそうこうを張ると、これは応急処置、間違いのない、やらなければならないことですが、けががなおると、もうそのばんそうこうですらありがたみをなくすというか、そういうことがひょっとすると先ほどの数字にあらわれているのではないかなというふうに私は危惧をします。ですから、先ほど町長申された監視をするような人たちが仕事をしているわけではないんだと。もちろんそうだろうというふうに思います。ですから、そういうふうなことをしているということではないんだということが前提で私はお話を申し上

げております。特に公用車、先ほど言ったように税金で何百万円というお金を出して買った車だと。あるいは、保険料も税金から賄われていますと。賠償金の一部もそういうものを使っておりますということですから、前提として。ですから、その方々に対して、タックスのペイヤーに対してもこういう予防策強化しておりますということは、日々検討していくべきだろうというふうに思いますし、その効果もやっぱり定期的に見ていかなければならないというふうに思います。ですから、何の懸念もなくそういう観点で監視なんかしているわけではないと。皆さんの、逆に言うと安全を確保するためにこれは必要なだと。強いては、先ほど町長申されたように、実はあれはすごい機能があって、解析するとその映っている範囲の犯罪の確たる証拠にも利用できる可能性がある。それを提供できるかどうかというのは別としてですね。それが少なくとも行政として利益を生むことであれば、それはもう、これに越したことはないだろうというふうに思います。そういう意味からも、締めくくりをしますけれども、全体をする前にモニタリングをしたいということで、1台でも結構です、やってみて、その効果についてやってないものとの比較をしてください。それとあわせて職員の方々には今まで以上に落とし穴が起きないように、あるいは不安を抱かないようなソフト面でのケア、そういったものもあわせて行っていただきたい。原点に、繰り返しますけれども、それは全て税金を使ってのことなんだよということでお考えをいただきたいということで総括のコメントをもう一度お願いします。

議長 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

我々といいますか、役場の運営につきましては、住民の方からの税金を使わせてもらってやっているという現実があります。こうやって見れば住民の方々のお金で物を買ってもらい、それを使わせてもらっての仕事ということでございます。したがって、それを大事に使うということは、これは基本だというふうに思います。それを福祉とかそういったものに使うのもそうですし、そのための道具といいますかね、そうやって使うのも同じものだというふうに思います。先ほど私もいろいろ申し上げました。職員の考え方、自分たちで律していくということが基本だというふうに思っております。そういった中で何が一番効果的なのか、どういった税金の使われ方が住民の方に納得してもらえるのかということは、常に考えていかなければいけないというふうに

思います。さきのドライブレコーダーにつきまして、先ほどいろいろ申し上げたところでございますが、新たな効果もあるということでもありますので、その辺につきましては先ほども申しましたけれども、ご意見も踏まえながらいろいろ考えてまいりたいというふうに考えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

続きまして、小学校維持の政策についてをお尋ねします。

吉岡小学校、小野小学校を除く吉田、宮床、鶴巢、落合各小学校は児童数の減少により適正規模とは言えない状況での学校運営となっております。中学校再編により、中学生の学習環境はそれまでと比べ格段に向上したとを感じるが、ちょうど10年目になりますでしょうか、改めて中学校再編の評価についてお伺いをします。

当時、小学校は再編しない意思を表明し現在に至っておりますが、現在もその方針に変わりはないのか、もしその変更がないとすれば小学校の維持のため児童数の確保策を総動員して良好な学習環境をつくっていく責任があると考えております。地域からも児童数の増加対策が求められております。定住促進住宅や子育て支援住宅の政策が停滞する中、小学校を維持するとした町の考えを進める対処策をお示しをいただきたい。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、小学校の維持の対策ということでございますが、まず小学校の児童数の現状ですが、宮床、吉田、鶴巢及び落合、各小学校児童数は、来年度におきまして最少で51名、最多でも88名と見込まれております。これは文部科学省が示している標準的な規模を下回るものとなっておりますのでございます。一方、中学校におきましては、平成19年4月に再編を行いまして、大和、宮床の2校となり、現在に至っております。大和中学校は今年度普通学級で14クラス編成となっております、良好な学習環境の中で488名の生徒が学んでおります。再編によります学習環境の向上でありま

すが、多くは旧吉田、鶴巣及び落合中学校学区の生徒に対してであります、クラスがえられること、切磋琢磨できる教育環境ができること、部活動選択の幅が広がり、集団活動の効果上昇、教科専門教員の配置などが挙げられます。また、吉岡地区の生徒にとっては、町内各地区の生徒と交流を深めることにより、広く大和町を知る効果があったのではないかと考えております。

次に、小学校再編を行わない方針に変わりはないのかとのご質問でございます。大和町におきまして小学校は、その地域のコミュニティの存在や発展に欠かせない中核的な施設であり、今後も存続させることが必要であると考えております。そのためには、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じていく必要がございます。来年度以降、まち・ひと・しごと創生総合戦略において小規模校を対象とした特色ある活動を実施するほか、児童一人一人の個性を把握した効果的な学習活動などにより教育分野としての児童数確保策を講じてまいりたいと思っております。

最後に、小学校を維持するための対処策についてお答えいたします。周辺地域の児童数の減少は、地域の若い世代の人口減少と少子化の影響が大きく、当町に限らず日本全体の大きな課題となっております。現在策定作業を進めております総合戦略は、人口減少に歯どめをかけて将来にわたって活力ある地域社会を維持することを目指しております。総合戦略の素案として地域への移住・定住の促進を図る、移住・定住・子育て世代支援事業や、一度は地域を離れた方が地域へ戻り家族との同居を支援する親子三代同居支援事業、子育てにかかわります経済的負担の軽減を図る助成事業や第3子支援事業などにより、地域の人口と出生数の増加を図り、地域の小学校の維持につなげていきたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

この質問をするに当たって、教育総務課のお手を煩わせて現在の各学校の児童さんの実数を教えていただきました。せっかくお示しをいただきましたから、確認の意味でお話をさせていただきますと、吉岡小学校は742名が来年度の見込み、小野小学校が719名の見込み、宮床、吉田、落合は50名台で、鶴巣小学校は88名、なお難波分校については来年度から宮床小学校に通学するというようなことも含めて50名台という

ことであるようです。このように、改めて数字を私も見まして、桁違いの学校運営がなされているんだということが数字上も示されているということを認識をしました。私は落合小学校出身なので、自分が在籍していた当時、今から50年までにはなりませんけれども、50年近く前で129名だったと思います。私の息子の時代にはちょうど100名ですね。この間30年以上経過をするわけです。現在の数字はそこから5割とは言わなくても、4割何分減っていると。この間、十二、三年というような状況で、極端にやっぱり減っているんですよ。その前は、それこそ30人ぐらい減るのに三十数年間かかっているが、今回は十数年間で半分近くになったということなんですね。これはそういうベースに立って私どもも、町長も、執行部の皆さんも、これは何とか歯どめをかけるどころか、それをUの字に戻したいぞという気持ちを持って進みたいという共通の認識があって、その中で先ほど言ったように学校の再編のときには中学校についてはやっぱり適正規模ではないから、減少が見込まれるから今回は合併しましょうというのが当時の大命題だったわけです。ところが、小学校の場合は、地域の分化、あるいは地域の教育力がデメリットをメリットに変える大きな要素だし、地域からそれをなくすことによる損失は計り知れないんだということがあって維持をされるという判断をしてきた。それも今後も変わらないという基本的なスタンスがあるということころまでは理解しました。

でもね、4年前に一度私確認をしているんですが、そのときから具体的な手段を、同じような維持をするんだという前提で手段を打つんだとそのときも伺いましたけれども、それがタイムリーに出ていないという数字の結果が出ているわけです。やっぱり減少傾向なんですよ。ですから、やっぱり抜本的な対策をうたなければならないというふうな認識を改めて4年前に申し上げたことを今回も取り上げさせていただくということなんですが、その思いというのは町長と共有しているものなんでしょうか、確認をさせてください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

小学校につきましては、ここに書いてありますとおり、地域のコミュニティの存在として大きいということ。中学校の再編のときにもいろんなご意見があった中で、中学校の再編も総論ではよろしいということでしたが、各論でいろんな課題がございま

した。そういった中ではありましたけれども、子供たちの学習環境と申しますか、そういったことに再編が必要であるということでご理解をいただいて再編をいたしました。そのとき地元の方からも小学校についてはまさかそれはないよねというご意見もいただいたものでございます。この意見が非常に大きかったというふうに思っております。その意見でやったということではございませんが、そういった意見もある中で、私も小学校というものが学校の子供たちの存在ももちろんでございますし、小学校というものがその地域のコミュニティにとって大変大きな役割を果たすということもあり、そういった中で、小学校については再編をしないでやっていきたいと思いますということで、中学校の再編のときにお話を申し上げました。4年前のということでお話があって、今ありましたけれども、そのときと同じ考えと言われるかもしれませんが、その考え方は変わっておらないところでございます。ただ、残念なことに、今回難波では、難波も絶対残すという気持ちで、地元の方々もそういった気持ちでおられました。ところが、やっぱり親御さんたちの子供たちの生活環境を考えたときということで、学校は残したい思いと、子供の生活環境の整理と申しますか、そういったことの中で今回廃校と申しますか、そういった動きも出てきたのも現実でございます。それはそれと、これと一緒にするわけではございませんけれども、そういった環境の変化が、お話のとおり議員が小学校のころ、息子さんが小学校のころとまたスピードアップした中で変わってきているという状況もあるところでございます。そういった中ではありますけれども、地域のそういった核としての学校というものについては大切だというふうに思っておりますので、その抜本的なと申しますか、そういったものについてのお取り組みについては、今回のまち・ひと・しごとでも結局子供さんをふやそう、ふやそうと申しますか、そういったことのほうに環境づくりとかというのも含めて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、その辺については同じ考えというふうに思っております。

議長 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

済みません。先ほどのお答えの中に、私の読解力のなさから、何をお話しをいただいたのかわからない部分があるんですけど、「小規模校を対象とした特色ある活動を実施するほか、児童一人一人の個性を把握した効果的な学習活動などにより、教育分

野としての児童数確保策を講じてまいる」という一文があるんですが、ごめんなさい、私理解できないんですよ。児童数を確保するというのは、児童数をタイムリーにそこに置いていくということしか私は前提として捉えていなかったもんですから、これがどういう意味で確保策につながるのかというのがわからないんです。その議論はまあいいですけど、今回申し上げたいのは、4年前あたりに議員の有志の、私はそのときは一緒に見学はしませんでしたけど、議員の有志の方の多くが子育て支援住宅だとか、定住促進住宅について非常に熱心に勉強されて、これは絶対に大和町には必要な施設だという強い意思を執行部にも示し、当然執行部もその前段としてこの急激な児童数減少についての危機感もあって、独自の対策について検討されていたという時期があったと。そこからさまざまな提案をいただいたり、議会としての意見を述べたりというようなことを経て、その時間だけでもう4年経過しているんですよ。ひよっとすると当初の計画からどういう形であろうか、相当進んだらうと思うんですよ。残念ながら停滞をしているという言い方をしましたけど、その停滞していることよりも実質的にその時間を経過した中で、子供たちの数がそのほかの対策によってふえてれば、まだ時間は猶予があるというような認識にはなりませんけれども、どうもそうじゃないと。やっぱりまだまだ減る一方だというような実態を捉えると、やっぱりここはもういずれの地域に出向いても同じように地域の方々ももうそういうものが必要だということを私聞きます。町長も聞いてますよね、各地区でね。そういったことに対して、結果として答えてない。結果としてですよ。その結果、中身もいろいろあるわけですけども。だから、それを時間的に許しちゃっていいのかということなんです。ですから、いろいろなそれを乗り越えるためのさまざまなことはあるんだらうというふうに思いますが、先ほどの周辺地域の小学校の児童数を見たら、とにかく手だてを講じる具体的な動きに進まなければならないと。それと、各地区には各地区のさまざまな課題、テーマがあるんだらうと。あるいは、そういったことができることによって、地域としてやれること、やれないこと、さまざまあるんだらうというふうに思います。ですから、1つの型にはまるんではなくて、その地域の方々がどういう要望をしているのか。ならば4カ所一気にやってくれ、やれる可能性だってないわけではないかもしれない。資金的なことも含めてね。ですから、そういったことにやっぱり行政、執行部としても一回勇気を持って踏み込むべきじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今の状況は、人口はふえているけれどもアンバランスだということをちょっと言っ
てまいりました。そういうことで、子育て支援住宅についてもいろいろ提案もしてま
いりました。結果が出てないと言えばそのとおり、出ていない状況でございます。そ
の大きな課題といたしますか、これは大和町にとっては一番ぐらい大きな課題だとい
うふうに思っておりますけれども、それについて全部そっちに行ってしまうけれども、
今後のまち・ひと・しごとでもメインテーマに入れているところでございます。そう
いったことの中で、例えば支援住宅につきましても、やり方、1回にやったらどうだ
というご意見も、そういうことも1つの方法だというふうに思います。どういった方
法がいいのかということで、いろいろご意見があるところでございまして、なかなか
そこから抜け出していない状況にございます。いろいろな提案もさせてもらってきたと
いうふうに思っておりますが、そのような状況だということでございますが、このま
までいいとは思っておりません。そのためには皆様のご理解もいただかな
ければいけないということもありますし、その今回の計画の中には子育て支援住宅と
いうのは、今進めて、取りかかっておりますので、あえて入れていないところはありま
す。しかしながら、これは1つの私の選挙でもお話し申し上げているところでござい
ますし、大変大事な策だというふうに思っております。皆様のご理解を得ながらと
いうことになりますけれども、ぜひ進めてまいりたいと、このように考えておるとこ
ろでございます。支援住宅のみならず、その地区にさっき言いました子育て三世帯と
かですね、第3子とかご意見いろいろございました。そういったことも含めた中で、
その対策を打ち出していくということで今準備をしております。これまで動きがなか
ったので、何か見えないのではないかとということについては、結果が出ておりませ
んので、それについてあえて私も「そんなことはない」とは申せませんので、それは甘
んじて受けざるを得ないというふうに思っております。そういうことではありますけ
れども、その大事な策でありますし、このことについてのご意見、きょう高平議員が
最後でございますけれども、きのう、きょうと2日の間に随分そういった心配のと言
いますかね、どうするんだというご意見も頂戴しております。これは大きな課題と思
っておりますし、このことには積極的にといたしますか、取り組んでいかなければいけ
ないというふうに思っております。見える形で結果を残せるべく努力してまいりたい
というふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

一翼としてそれと停滞させているのは私も責任の一端を感じておりますので、しかしこれは議論をしなければならないということで、あえて今回テーマにさせていただきました。執行部ではこれまで土地分譲型の定住住宅で子育て支援の長屋型のもの、そういったものを議会の意見を聞きつつ検討し、提案もしてこられたという実績もあります。全くゼロからやるわけではありませんのでね、そういったことを整理する、あるいは地域的にどうなんだという話もあるし、さっき言ったように同じような形で同じようにするというにとらわれずに、柔軟に、教育ふれあいセンターを壊して、そこにじゃあやりますかみたいな、柔軟な発想をまず持って、事に当たっていただきたいということで、先ほどの力強い決意を改めて聞きましたので、今後の議会へのこのことに対する提案も正面からみんなで聞かせていただくということも含めて、議会からもさまざまなそれに対する対策も講じていかなければならないということも申し上げて、私の一般質問を終結させていただきます。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後 3 時 1 1 分 休 憩

午後 3 時 2 1 分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 (大須賀 啓君)

日程第3、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて。

平成27年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、お手元の議案書の1ページをお願い申し上げます。あわせて、専決第3号ということで、別冊の資料もございますのでご準備をお願いできればと思います。

それでは、議案書1ページでございます。専決処分の承認をお願いするに当たりましての案文の記載となっております。

承認第11号 専決処分の承認を求めることについて。

平成27年度大和町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので同上第3項の規定より議会に報告してその承認をお願いするものでございます。

2ページをお願い申し上げます。

平成27年度大和町一般会計補正予算専決第3号でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,723万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を101億287万円とするものでございます。

第2項につきましては、予算補正の款項の区分につきまして3ページの第1表によるものでございます。

それでは、別冊の専決第3号の事項別明細書3ページをお開きお願い申し上げます。

初めに、歳入についてでございます。

15款2項5目土木費国庫補助金であります。1,206万4,000円を追加し8,524万8,000円とするものでございます。これにつきましては、町道幕柳大平線田中橋の橋梁修繕事業費の補助金、補助率10分の5.5を追加するものでございます。

19款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出の見合いで4,517万2,000円を追加し、3億2,717万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

続きまして、歳出でございます。

7款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費につきましては、国土交通省所管の補助事業で進めております田中橋の通行止めに係る工事費の追加でございます。今年度において実施設計業務、来年度工事実施ということで予定しておりましたが、通行止めの早期解除に向け、本工事に係る国庫補助事業の追加要望を行ってしたもので、10月28日にその追加の内示があったものであります。

13節委託料につきましては、実施設計業務の精算により679万2,000円を減額するものであります。

15節工事請負費につきましては、田中橋の本工事に要する費用2,872万8,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

10款3項3目、本年9月の台風18号豪雨によります農林施設災害復旧費でございます。

15節工事請負費につきましては、林道宮床ダム右岸線ほか4件につきましの災害復旧工事に係ます経費でございます。

19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、吉田台ヶ森地区の田んぼののり面災害復旧、そのほか19カ所の小災害復旧に係ります補助金でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第62号 大和町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費
に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第4、議案第62号 大和町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、議案第62号についてご説明いたします。

議案書4ページをお開き願いたいと思います。

議案第62号 大和町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、昨日の全員協議会で皆様にご説明しました職員の不祥事についてに伴う処分についてでございます。その内容は、町長、副町長の給与を減額するための条例を一部改正するということでございます。

内容の説明につきましては、条例議案説明資料議案第62号関係で説明をさせていただきますのでご準備をお願いしたいと思います。

1ページ目でございますが、今回の改正につきましては、期限限定という改正でございますので、本則の改正ではなく、附則での改正となります。附則の第8項の次に第9項とします。これにつきましては、町長の減額規定でございます。町長の受ける給与につきましては、平成28年1月から3月までに係る3カ月分に限りまして100分の20、20%を減じた給料を支給する内容でございます。また、10項としまして、副町長の受ける給与につきましては、平成28年1月から2月までに係る2カ月分に限りまして100分の20、20%を減じた給料を支払う内容となっております。

議案書に戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は交付する日から施行するものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

これはきのうの全員協議会の説明の中であったわけでありましたが、この中で虚偽報告について、きのうも述べましたけれども、平成12年にあったのを27年にこれが出てきたわけですよ。それは3月、26年に処分になった後にまた同じことを虚偽をやってるんですよ。それで、この中で、平成17年に所有者から権利書は役場職員が預かるものでしょうか。これは、用地買収等々でもしなかった場合は、それは別な機関に任せてその処理をするものじゃないんですか。役場職員が権利書を預かるということは今まで例にあったのか。それも15年間ね。まずそれが第1点であります。

それで、いろいろ私も聞いていますけれども、これ12年、13年あたり、平成に、その用地担当課であったものですよ。そのとき多分これ宮床吉田線だとは思いますが、けれども、五十数人、60人近くの地権者がおったと。それで、その用地買収で、結局このときもいろいろあったんですよ、聞いてみますと。契約を終わったとこの職員は言っていないながら、実際は契約していなかったと、この地権者とのね。それで、議会では数千万円の予算をとって、議会でそれは工事を任せた、入札したはずですよ、ある業者が。それが契約していないために、何か月間も遅れるという経緯、それあったんだよね、これは、平成13年に。そのときの当事者なんですよ、これ、はっきり言って。そのときはいろんなところで職員がフォローして、カバーして、それは表沙汰にならなかったかもしれないけれども、議会では古い方々はわかっていると思います。私はまだそのときなっていないから。ただ、当時のいろんなことを聞くと、相当迷惑かけてきた職員であります。それが今回まだこのとおりになっていると。それに対して総務課に来て、副町長が総務課長ですよ。副町長がね。それで副町長が、そいつ町長はまあ全般的な内外、外、内のそれは、責任は町長が全責任をとるのはわかるんですよ。ただ、職員に関しては、私は副町長の責務だと思うんですよ。ましてや、総務課長をして自分の直属の部下であったわけですから。私はこの2月、20%というのを私は軽いと思います。その点について答弁願います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

権利書の部分について説明させていただきます。町の場合、町で公共用地を買収する場合は、権利書の提出は求めてないんでありますが、その件に関してもこの職員には問いただした事実があります。なぜ借りたかわからないということで、借りたということだけ事実ではあるという発言でございました。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の不祥事につきましては、お話しのとおり過去といいますか、前にあったことが今回判明したということでございます。その以前の、今議員のお話にあった処理があったと、当時ですね、それにつきましては、その当時の処理があったというふうに思っておりますが、今回はこの案件につきまして、この一件といいますか、権利書を借りた、紛失した、そしてそのことを直すためにまたほかの民間の方にもご迷惑をおかけしたというものについての処罰でございます。今回は3件ありまして、その中できのうもどういった配分といいますか、ご質問もございましたけれども、そういった中で町としまして、私が一番責任が、一番トップでございますので、減給の20%、3カ月という判断をさせていただきました。副町長につきましては、もちろんその現場の責任者ではございますが、ナンバー2といいますか、ということでございますので、2カ月ということにしたところでございます。

そのことについて、今回の案件につきまして、この案件につきましての判断ということで、考えておりまして、その前にご迷惑をおかけした部分につきましては、確かにそういった過去があったわけでございますが、そのことについては今回その処分の対象には入っていないということでございます。したがって、副町長につきましては2カ月という判断をさせていただいたところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

ですから、私何回も言ったとおり、やはりいろんなことに迷惑かけておいて、私はあの減給というか、3カ月にもちょっと不満も持っておりますし、やはり今いろんな厳しい世の中で、ちょっとしたことで本当にそこまでやるのかというくらいの県、または消防署員、警察官なんかはすぐ懲戒免職に今なっているような状況であります。ですから私はそこまではしろとは言いませんが、やはり次何かしたらそのところはどこの会社でも一筆とるはずですよ。それくらいの気構えを持ってやっていかなければ、やっぱり真面目に働いている職員にも大変私はやる気がなくなる、また迷惑をかけているということで、前回、平成13年にもそういう多大なる、上司の課長が辞職願を書くまでいったって私はちょっと聞いてますけどもね。そこまでいって、次、今度誰が上司になるかわかりませんが、3カ月後に、いずれ自分で首かけていなければならないと思いますよ、はっきり言って、何か起きた場合。その中でやっぱり一番の職員の責任者は私は副町長じゃないかと思います。ですから、町長同等以上にやっぱり責任を感じてもらわないと、私は町長だから何ぼ、副町長だから何ぼで、副町長でありながら、現場の直属の部下でありますからね、私は責務は大きいと思いますよ。もう1点だけお答えください。

議 長 (大須賀 啓君)

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 (遠藤幸則君)

平渡議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

議員おっしゃるとおり、当時の総務課長の事務取扱を兼任しておりました関係上、本当に自分自身の部分につきましては、本当に責任を多大に感じているところでございます。この虚偽報告の内容につきましては、昨日も申し上げましたが、現在の地方公務員法に基づく大和町の処分の方針の中で、この虚偽報告等では戒告または減給というような状況がございます。先日も申し上げたとおり、この内容では今まで行ってきた、特に虚偽報告の部分では、指導期間でもございました関係上、重い懲戒処分内容というようなことの審査の中でも取り扱ったわけでありまして。ただ、昨日申し上げたとおり、その重い内容での関係で、顧問弁護士のほうに相談を受けましたら、地方公

務員の関係もあって、出てきた事案から勘案すれば、やはり重い処分ではなく、3カ月、3月程度が妥当であるというような、きのうのお話のとおりの内容で受けたものであります。本来ならば戒告または減給よりは今回重い処分をしたわけではありますが、こういった事案が続く中での対応については、町長からも叱責がされており、私自身も責任を感じている1人です。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものとみなします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第63号 大和町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」

日程第 6 「議案第64号 大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例」

日程第 7 「議案第65号 大和町税条例等の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第66号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第67号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

日程第10 「議案第68号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」

日程第11 「議案第69号 平成27年度大和町一般会計補正予算（第5号）」

日程第12 「議案第70号 平成27年度大和町国民健康保険事業勘定別会

計補正予算（第1号）

- 日程第13「議案第71号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」
- 日程第14「議案第72号 平成27年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第15「議案第73号 平成27年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第2号）」
- 日程第16「議案第74号 平成27年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」
- 日程第17「議案第75号 平成27年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」
- 日程第18「議案第76号 平成27年度大和町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第19「議案第77号 平成27年度大和町個別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第20「議案第78号 平成27年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）」
- 日程第21「議案第79号 指定管理者の指定について（大和町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第22「議案第80号 指定管理者の指定について（大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第23「議案第81号 指定管理者の指定について（大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第63号 大和町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例から、日程第23 議案第81号 指定管理者の指定について（大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは議案第63号を説明させていただきます。

この議案につきましては、マイナンバー法に基づくものでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

大和町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございます。

第1条としまして、趣旨でございます。この条例は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものとするものでございます。

2条としまして、定義でございます。定義は日本語の定義でございますので、割愛させていただきます。

第3条町の責務でございます。町は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策の実施をするもの内容となっております。

次に、第4条個人番号の利用範囲なんですけれども、第4条の3項まで7ページから、別紙で説明させていただきますのでお開き願ひしたいと思います。

別表第1なんですけれども、機関と事務の内容となっております。

機関は全て町長部局ということになっております。

事務に関しまして説明させていただきます。大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務に当たって、受給資格の確認に関する事務でございます。2番目としまして、大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務に当たって受給資格の確認に関する事務でございます。3番目としまして、介護保険法による保険給付に関する事務に当たって介護サービス等利用者負担軽減に関する事務でございます。4番目としまして、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務に当たって介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の支給に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））ものでございます。5番目としまして、大和町心身障害者医療の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって、給付資格の確認に関する事務でございます。6番目としまして、大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例による障害福祉に関するサービス等の利用者負担の助成に関する事務でござ

ざいます。7番目としまして、大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例による地域生活支援事業の実施に関する事務でございませう。8番目としまして、市立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務でございませう。

次のページをお開き願いたいと思ひます。

それでは、その事務に係る特定個人情報の内容がどのようなものかということで、この第2表に掲げておひます。

先ほどのとおり、機関は全て町長事務部局でございませうので、ここは割愛させていただきます。

事務に当たって大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務に当たって、支給資格の確認に関する事務でございませう。これの特定個人情報でございませうが、地方税法事務であって、特定個人情報の内容でございませうが、地方税法その他の地方税法に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額またはその算定の基礎となる事項に関する情報、以下を地方税関係情報と言わせていただきます。次に、医療保険各法、船員保険法、私立学校教員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法もしくは高齢の医療の確保に関する法律による医療費に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報、以下を医療保険給付関係情報と言わせていただきます。次に、生活保護法による保険の実施または就労自立給付金の支給に関する情報を生活保護関係情報と言ひます。次に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援支給または配偶者支援金の支給に関する情報、これを中国残留邦人等支給給付等関係情報となります。

次に、事務内容でございませうが、大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務にあたって、支給資格の確認に関する事務でございませう。特定個人情報の内容としましては、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護もしくは施設入所支援に関する情報、

3番目でございませうが、事務に関しましては介護法による保険給付に関する事務に当たって介護サービス等利用者負担軽減に関する事務でございませう。特定個人情報の内容としましては、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報でございませう。

4番目としまして、事務の内容が介護保険法保険給付の支給、地域支援事務の実施

または保険料の徴収に関する事務であって介護サービス等の給付に関する事務についてでございます。これに関しましては、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報になります。

次のページをお開き願いたいと思います。

5番目になります。大和町心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務に当たって、受給資格の確認に関する事務でございます。特定個人情報としまして地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支給給付等関係情報でございます。

6番目でございます。大和町障害者の日常生活及び社会生活の総合的に支援するための法律の施行に関する条例による障害者福祉に係るサービス等の利用者負担の軽減に関する事務でございますが、特定個人情報に関しましては、前の5番目の情報と同じになっております。

次に、7番目でございます。大和町障害者の日常生活及び社会生活の総合的に支援するための法律の施行に関する条例による地域生活支援事務の実施に関する事務でございますが、これも前項と特定個人情報の内容は同じになっております。

8番目でございます。私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務でございます。これに関して特定個人情報に関しましては地方税関係情報、生活保護関係情報になっております。

改めまして6ページにお戻り願いたいと思います。

6ページの3行目のただし書きからなんですけれども、「ただし、この規定により情報提供ネットワークシステムのシステムを利用して他の個人情報を利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合はこの限りではない」と。4項につきまして、第2項の規定による特定個人情報の利用できる場合において、他の条例、規則その他の規定の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む署名の提出が義務付けられているときは、当該署名の提出があったものとみなすことになっております。

第5条委任でございます。

この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附則としまして、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

それでは、議案書11ページをお願いいたします。

議案第64号 大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例でございます。

初めに、条例制定の背景についてでございます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するために番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、個人番号の利用に関する事務として所要の整備を進めるものでございます。

この条例につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令並びに施行規則、その他の法令の規定に基づき障害者が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行い、障害者の福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的といたしまして、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条例の主な内容につきましてご説明をさせていただきます。

第1章第1条から第6章第26条までにわたって構成がされているところでございます。

第1章につきましては、総則といたしまして、第1条につきましては本条例の趣旨を規定しているところでございます。

第2章につきましては、市町村審査会についてを定めるものでありまして、第2条につきましては、審査会の事務は地方自治法第284条第2項及び第287条の第1項第3号の規定によりまして、一部事務組合が行うものと、2項、3項については委員定数等を定めているところでございます。

第3章につきましては、指定障害福祉サービス事業者等を定めるものでございまして、第3条から第6条におきましては障害者・障害児の障害福祉サービス事業者の指定に当たり、事業者の資格、事業運営の基準等を定めているところでございます。

次に、第4章であります。自立支援給付について定めるものでございます。第7条から第15条におきましては、第7条は自立支援給付を計画的に行うための支援体制の確保、第8条では自立支援給付の支給対象とする給付費を第1項から第15項まで、

第9条では介護給付費及び特例介護給付費の支給対象とする給付費を第1項から第9項まで、第10条では訓練等給付及び特例訓練等給付の支給対象とする給付費を第1項から第4項まで定めるものがございます。第11条及び第12条では、支給決定を受けようとする障害者等から申請があった際の支援区分の認定等について定めるものがございます。第13条、第14条では、介護給付費等の支給決定等について、第15条では必要に応じての報告や調査等について定めるものがございます。

第5章につきましては、国民健康保険団体連合会への委託を定めるものでありまして、各給付費の支払いに関する業務を委託することができるものであります。

第6章は地域生活支援事業について定めるものでありまして、第17条から第25条におきましては、第17条で地域生活支援事業を行うための体制について、第18条から第21条までは利用者の申請から利用決定等について、第22条では利用者の負担割合と減免、免除について定めているものがございます。第23条につきましては、地域生活支援事業の費用給付事業は別に定めるものとしているものがございます。第24条は地域生活支援給付額の給付割合を定めるものがございます。第25条におきましては、地域支援事業者の守秘義務及び書類の整備等を定めるものがございます。第26条につきましては委任についてを定めるものがございます。

なお、附則におきまして、この条例は平成28年1月1日から施行するものでありまして、経過措置といたしましてこの条例の施行日前に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により受けた障害福祉サービス等に係る介護給付費等についてはなお従前の例によるものがございます。

施行期日については28年1月1日から施行するものがございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長三浦伸博君。

税務課長 (三浦伸博君)

それでは、議案書19ページをお願いいたします。

議案第65号 大和町税条例等の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、条例議案説明資料の2ページ、議案第65号関係新旧対照表をあわせてお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、平成27年度の税制改正により、地方税の利用制度

について申請による換価の猶予が創設されたこととあわせまして、猶予に係る申請期限や分割納付・納入の方法、申請書の記載事項等、一定の事項につきまして条例で定める仕組みとされたことから、その規定につきまして追加をするものでございます。さらに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が9月30日に交付されましたことによりまして、税条例等の一部を改正する条例を改正するものでございます。

なお、条例等の一部改正につきましては、総務省及び県から一部改正につきましての準則及び改正案が示されておりました、それにのっとり今回一部改正を行ったところでございます。

それでは、新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。

第1条大和町税条例の一部を次のように改正するものでございます。

第7条の次に第7条の2から第7条の6までの5条を加えるものでございます。

初めに、第7条の2でございます。第7条の2につきましては、徴取猶予に係る徴収金の分割納付または納入の方法等でございます。第1項から第5項までの構成となっております。初めに、第1項につきましては、徴取猶予の要件等の規定でございます。徴収の猶予、徴収期間の延長をする場合には、猶予に係る金額を猶予期間の延長する期間内の各月に分割して納付・納入をさせる規定でございます。第2項につきましては、分割納付または納入させる場合における各納付・納入期限ごとの金額を定める規定でございます。第3項につきましては、分割納付または納入期限までにやむを得ない理由があると認めるときに、納付・納入期限ごとの金額を変更することができる規定でございます。次に、第4項につきましては、第2項の規定により徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長を受けた者への通知の規定でございます。第5項につきましては、第3項の規定により分割納付・納入期限ごとの納付・納入期限を変更したときに、変更を受けた者への通知の規定でございます。

次に、第7条の3でございます。第7条の3につきましては、徴取猶予の申請についてでございます。第1項から第7項までの構成となっております。

第1項につきましては、徴取猶予の効果の規定でございます。条例で定める事項につきましては、第1号から第7号まででございます。申請書の記載事項といたしまして申請理由、猶予金額及び期間、担保の徴取規準の規定でございます。第2項につきましては、第1号から第4号まで、申請書の添付書類といたしまして、財産目録、収支明細、担保の徴取規準の規定でございます。次に、第3項につきまして条例で定める事項は第1号及び第2号で納付・納入ができない事情の詳細の規定でございます。第4項につきましては、第4項につきましては、条例で定める書類は第2項第

2号から第4号までに掲げる書類の規定でございます。第5項につきましては、条例で定める事項については第1号から第3号まででございます。第1号は徴収金の年度、種類、納期限及び金額、第2号につきましては、猶予を受けた金額を納付・納入することができないやむを得ない理由、猶予期間の延長を受けようとする期間、第3号は第1項第5号及び第6号に掲げる事項の規定でございます。第6項につきましては、条例で定める書類でありまして、第2項第4号に掲げる書類とする規定でございます。第7項につきましては、申請の補正期間でございますが、条例で定める期間は20日とする規定でございます。

続きまして、第4条の4でございます。第4条の4につきましては、職権による換価の猶予でございます。第1項から第3項までの構成となっております。規定の内容につきましては、第2条の2の規定と同様の内容でありまして、徴収の猶予、徴収期間の延長する場合、猶予に係る金額を猶予期間の延長期間内の各月に分割して納付・納入をさせる等の規定となっております。

続きまして、第7条の5でございます。第7条の5につきましては、申請による換価の猶予でございます。平成27年度の税制改正によりまして創設がされたものでございまして、第1項から第7項までの構成となっております。

第1項につきましては、申請の期限につきましては納期限から6月とするものでございます。第2項から第6項までにつきましては、第7条の2の規定と同様の内容でありまして、徴収の猶予、徴収期間の延長する場合、猶予に係る金額を猶予期間の延長期間内の各月に分割して納付・納入をさせる等の規定でございます。第7項につきましては、第7条の3第7項と同様でございます。申請の補正期間は20日とする規定でございます。

続きまして、第7条の6でございます。第7条の6につきましては、担保を徴する必要がある場合でございます。換価の猶予に係る金額が100万円以下、猶予を受ける期間が3月内である場合には担保を徴さない規定でございます。

続きまして、議案書22ページ、第2条関係大和町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表につきましては、9ページとなります。

新旧対照表によりご説明を申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が交付されましたことによりまして、新たな改正を行うものでございます。

初めに、本年6月議会におきまして、議会の皆様よりご承認をいただきました承認第1号の大和町税条例の一部改正の税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削るものでございます。

次に、同条例第36条の2第9項の改正規定中、「,法人番号」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を言う。以下町民税について同じ」を加えるものでございます。

次に、第63条の2第1項第1号の改正規定中「)又は法人番号」の次に、「同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ」を加えるものでございます。

続きまして、第89条第2項第2号の改正規定中、「いう。」の次に「以下、この号及び」を「)又は法人番号」の次に「同法第2条第15項に規定する法人番号をいう(以下この号において同じ)」を加えるものでございます。

次に、第139条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号の改正規定中「)又は法人番号」の次に「同上第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。」を加えるものでございます。

続きまして、第149条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ」を「)又は法人番号」の次に「同上第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。」を加えるものでございます。

次に、施行期日の附則第1条第4号中、「第2条第3号及び第4号,」を削り、次に「町たばこ税に関する経過措置の附則第5条第5項中「平成27年改正法附則第20条第4項に規定する」を「地方税法施行規則等の一部を改正する省令別記第2号様式による」に改め、同条第7項の表第98条第4項の項中「平成27年改正法附則第20条第4項の規定を地方税法施行規則等の一部を改正する省令別記第2号様式による」に改めるものでございます。

恐れ入ります、議案書の23ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日でございます。

第1条この条例は平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するものでございます。

第1号第2条の改正規定につきましては、公布の日から施行するもの。第2号は附則第1条第4号の規定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行日。第3号附則第5条第5項の規定及び第4号附則第5条第7項の規定につきましては、公布の日から

施行をするものでございます。

次に、経過措置でございます。

第2条改正後の大和町税条例第7条の2、第7条の3及び第7条の6の規定はこの条例の施行日以後に申請される新法第15条第1項または第2項の規定による徴収の猶予について適用するものでございます。2項につきましては、新条例第7条の4及び第7条の6の規定は施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用する。3項につきましては、新条例第7条の5及び第7条の6の規定は施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用するものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

それでは、議案書25ページお願いいたします。

議案第66号でございます。大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、あんしん子育て医療費の助成対象年齢を平成28年4月1日から18歳に達する年度の末日まで拡大することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

説明につきましては、別冊の条例議案説明資料の13ページで説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、説明資料の13ページでございます。

こちらの、大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の新旧対照表でございます。

第1条の目的であります。乳幼児及び小中学生（以下「児童等」という）児童に改め、第2条では定義の「児童等」を「児童」に、「15歳」を「18歳」に改めるものであります。

第3条の助成対象者は「児童等」を「児童」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書25ページにお戻りをお願いいたします。

附則第1項といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであり

ます。

附則第2項につきましては、改正後の規定はこの条例の施行の日以降に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成についてはなお従前の例によるとする経過措置を規定したものであります。

附則第3項は、受給資格の登録及び受給資格の確認、受給者証の交付に関する事務についてこの条例の交付の日から行うことができる旨の特例を規定いたしましたものでございます。

附則第4項は助成対象者がこの条例の施行日以降に登録申請した場合においても有効期限については平成28年4月1日から適用とする特例を規定したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

議案書26ページをお願いいたします。

議案第67号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、条例議案説明資料の14ページ、議案第67号関係新旧対照表をあわせてお願いいたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び大和町税条例にあわせ、大和町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表によりましてご説明をさせていただきます。

第10条第2項中、「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中、「氏名及び住所」を「氏名、住所及び個人番号（この個人番号につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ）」に改めるものでございます。

第11条第2項中、「納期限前7日」を「納期限まで」に改め、同項第1号中、「氏名及び住所」を「氏名、住所及び個人番号」に改めるものでございます。

議案書26ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第68号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、条例議案説明資料新旧対照表15ページ、あわせて別冊の議案第68号関係説明資料をお開き願いたいと思います。

今回の条例改正は、杜の丘地区の用途地域変更に伴い、地区計画の変更を行うものであります。

初めに、議案68号関係説明資料をお開き願いたいと思います。

1ページ、杜の丘地区の都市計画の変更理由でございます。杜の丘地区につきましては、平成6年8月に市街化区域に編入され、居住系の土地利用を前提として用途地域と住環境の保全を目的に地区計画があわせて定められ、土地利用の多様化や幹線道路の沿道利用を計画的に図るために、順次用途地域や地区計画の変更を行い、現在に至っております。

平成23年3月に策定されました大和町4次総合計画においては、地域ふれあい交流プロジェクトにおける人口増加が見込まれる南部地域に住民各種ふれあい交流活動の拠点となるコミュニティセンターの整備が位置づけられております。また、大和町都市計画マスタープランでは、良好な居住環境の維持形成、生活拠点施設となる複合的なコミュニティセンターの整備を目指すものとして、整備の方針が明記されております。

以上の上位計画、あわせて東日本大震災の経験から3項目の目標を掲げた都市再生整備計画、もみじヶ丘、杜の丘団地でございます、が平成26年3月に策定され、その核施設となる（仮称）南部コミュニティセンターの整備が具体化されたものであります。その後、地域住民を中心とした検討委員会において整備内容が検討、審議され、平成26年度に実施設計を行ったものであります。

そのような中、施設の整備内容と既計画に係る用途地域との間で課題が生じたため、用途地域の一部とあわせて地区計画の一部を変更することとなったものであります。

続きまして、2ページであります。用途地域とそれから地区計画変更の内容でございます。

杜の丘地区の第一種中高層住居専用地域約2.6ヘクタールと、第一種低層住居地域の一部約0.6ヘクタールを第一種住居地域に変更するものです。そのことに伴い、第一種低層住居専用地域に係ってありました地区計画、戸建て住宅地区の一部約0.6ヘクタールを戸建て一般住宅地区に変更するものでございます。

今回の用途地域及び地区計画の変更に係る経過につきましては、2ページの4の表に記載した各種の手続きを経て、今年10月14日に町の都市計画審議会の審議、答申を得て、10月26日に県知事の同意を得ているところでございます。また、地区計画変更に係る具体的な箇所及び内容につきましては3ページのとおりとなっております。

条例の新旧対照表15ページをお開き願います。

別表第2につきましては、南富吉整備計画地域の部に新たに戸建て住宅地区の次の項に「戸建て一般住宅地区」を新たに加えるもので、建築ができるものはアからオまでの項となります。

別表第5につきましては、別表第2に戸建て一般住宅を新たに加えたことにより、南富吉整備計画区域の部の中の「一般住宅地区12メートル」を「戸建て一般住宅地区及び戸建て住宅地区高さ12メートル」に改めるものでございます。

また、別表第6につきましては、南富吉整備計画区域の部の中の関連規定条項の整理を行うもので、第5条を第9条に、第6条を第10条に改め、南富吉整備区域の部戸建て住宅地区の項の次に戸建て一般住宅を新たに加えるものでございます。

恐れ入ります、議案書の27ページにお戻り願いたいと思います。

この条例の附則でございますけれども、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後4時23分 休憩

午後4時33分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して審議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

最初に、さっき総務課長のほうで説明不足があったようでありますので、最初に総務課長より説明をさせます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

申しわけございません。議案書7ページをお開き願いたいと思います。

7ページの6のところ、括弧書きで平成27年大和町条例、番号が入っていなかったんですけども、議決後にいただくということになっておりましたので、議案64号議決後にこの番号を入れさせていただきますので、よろしく願いたいと思います。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

それでは、議案第69号でございます。議案書の29ページをお願い申し上げます。

あわせて、別冊となっております事項別明細書第5号の資料もご準備をお願い申し上げます。

議案第69号 平成27年度大和町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ3億7,559万7,000円を追加いたしまして、予算額を104億7,846万7,000円とするものでございます。

補正予算の款項の区分につきましては、議案書30ページ、31ページの第1表によるものでございます。

第2条は債務負担行為の追加及び変更でございます。

第3条につきましては、地方債の補正でございまして、地方債を追加いたすものでございます。

それでは、議案書33ページをお願い申し上げます。

第2表債務負担行為補正追加でございます。

本件は平成28年4月1日から委託業務等が開始される事項につきまして、平成27年度中に発注、調達行為を行う必要があるため、債務負担行為についてのご承認をお願いするものでございます。事項、期間、限度額とございますが、期間については省略をさせていただきたいと存じます。

初めに、庁舎管理業務5,550万円であります。続きまして、町民バス運行業務1,250万円でございます。デマンドタクシー運行業務2,600万円でございます。農業災害対策資金利子補給131万7,000円でございます。バスターミナル維持管理業務540万円でございます。小中学校標準学力調査事業580万円でございます。中学校教師用指導書、教科書整備事業452万円であります。小学生の定期健康診断（循環器等業務）124万円あります。中学生の定期健康診断（循環器等業務）127万円あります。スクールバス業務委託大和中学校2億3,070万円でございます。スクールバス業務委託宮床中学校2億3,820万円あります。以上11件でございます。

続きまして、34ページをお願い申し上げます。

こちらは変更でございます。平成27年度大和町中小企業振興資金損失補償の限度額を433万円に変更するものでございます。

次に、35ページ、第3表地方債補正追加でございます。

初めに、起債の目的、限度額についてご説明申し上げます。

起債の方法、利率、償還方法については割愛をさせていただきます。ご了承賜ります。

初めに、道路橋梁災害復旧債の追加であります。関東・東北豪雨災害により被害を受けました道路橋梁災害復旧事業のうち、国庫補助事業分に係る起債でございます。2,620万円を追加するものでございます。

次に、公立学校施設補助災害復旧債の追加は、同じく関東・東北豪雨災害で被害を受けました落合小学校南斜面の災害普及事業に係る起債でありまして、230万円の追加を見込むものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお開きをお願い申し上げます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。

第1款町税第1項町民税2目法人につきましては、歳出の見込みによる追加であり

まして、1節減免課税分といたしまして1億9,089万3,000円を見込むものでございます。

15款国庫支出金第1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費といたしまして、2節障害者援護費負担金2,744万2,000円を見込むものでございます。

2目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費負担金4,677万4,000円は、3月の大雨災害及び関東・東北豪雨災害における道路橋梁等の災害復旧事業に係る国庫負担金を見込むものでございます。

2節公立学校施設災害復旧費負担金469万円は、落合小学校南斜面の災害復旧事業に係る国庫負担金を見込むものであります。

第2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業1団体に係ります補助金3万円でございます。

3節臨時福祉給付金給付事業補助金120万円は、受給者の増加分に対します補助金でございます。

4節臨時福祉給付金給付事務費補助金21万9,000円は、福祉給付金の支給に係る事務費に対する補助金でございます。

4目農林水産業費国庫補助金1節農業費補助金は、大角地区ため池事業の執行残に係ります補助金の調整によります901万2,000円の減額でございます。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金につきましては、2節障害者援護費負担金1,372万1,000円は、歳出見込みによる調整でございます。

4ページをご参照お願いいたします。

同じく2項県補助金2目民生費県補助金につきましては、2節障害福祉費補助金1万5,000円、同じく3節児童福祉費補助金472万4,000円は、歳出の見込みによる調整でございます。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、農業経営の法人化に伴います農地集積集約化対策事業に対します100%の補助で、地域集積協力金2,581万6,000円、経営転換協力金2,880万円、耕作者集積協力金48万4,000円、合わせまして5,510万円で、砂金沢地区、相川地区の2地区に交付されるものでございます。

同じく3項県委託金2目土木費委託金の2節土木管理費委託金につきましては、建築物実態調査事務費に係ります委託金3万円の追加でございます。

19款繰入金1項特別会計繰入金1目財産区特別会計繰入金1節宮床財産区特別会計繰入金につきましては、宮床山田地内の梅の木平地内財産区有地の土砂崩落に係りま

す災害復旧事業に係ります事業費の繰り入れ266万8,000円でございます。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金につきましては、歳出の見合いでの計上126万3,000円となっております。

21款諸収入3項貸付金元利収入2目商工費貸付金元利収入、同じく1節商工費貸付金元利収入につきましては、中小企業振興資金の預託金元金600万円を見込むものでございます。

4項受託事業収入1目教育費受託事業収入は、自転車競技場管理受託事業収入として県スポーツ振興財団からの受託費の精算分、追加といたしまして98万2,000円を見込むものでございます。

5ページをお願い申し上げます。

5項雑入3目雑入につきましては、行旅死亡人2件に係ります死体検案書料、火葬埋葬費用35万8,000円でございます。

22款町債につきましては、4目災害普及債1節公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業に係るもの2,620万円、同じく2節公立学校施設災害復旧費小学校施設補助災害復旧事業に係るもの230万円の追加を見込むものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは、6ページの歳出から説明させていただきます。

1款議会費1項議会費でございます。

1目議会費としまして1節報奨費でございますが、議員の辞職によるものでございます。

次、2節給料でございますが、手当等の調整を行ったものでございまして、一番下の特別職の期末手当については議員の辞職によるものでございます。

4節共済費についても、共済等の職員に関する調整を行ったものでございます。

19節負担金補助金につきましては、同じく議員の辞職によるものでございます。

これ以下、2款以降、2節から4節につきましては省略させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、7ページをお開き願ひしたいと思います。

2款1項2目文書広報費でございますけれども、委託費77万8,000円につきましては、勤務時間変更に伴う条例、規定関係の整備をいたすものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

続きまして、5目財産管理費でございます。

13節委託料であります、体育センター南側の竹林の伐採業務の委託であります。

同じく、関東・東北豪雨災害で床上浸水いたしました高田倉庫の物品の搬入・搬出並びに清掃業務の委託に関する費用の追加と、15節につきましては工事請負費、集会所並びに公共物に係ります単独分の復旧工事に要する経費を追加をお願いするものでございます。以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

続きまして、6目企画費でございます。

企画管理費につきましては、第4次総合計画見直し及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係ります関係予算の補正をお願いをするものです。

1節報酬につきましては、総合計画審議会開催に伴います委員20名の報酬の補正をお願いするものです。

3節職員手当等につきましては、総合計画見直し検討部会及びまち・ひと・しごと創成検討部会の部員等の時間外勤務手当の補正をお願いするものです。

9節旅費につきましては、総合計画審議会開催に伴います委員20名の費用弁償について補正をお願いをするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

7目電子計算費でございます。18節備品購入でございますが、マイナンバー法に伴いましてマイナンバーカード発行に伴いまして顔の認証を行うための備品の購入でございます。20万7,000円でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長三浦伸博君。

税務課長 （三浦伸博君）

続きまして、2項徴税费でございます。

8ページ、2目賦課徴收费でございます。13節委託料につきましては、地方税法等の一部改正によりまして平成28年度より軽自動車税の標準税率の引き上げ及び経年車両に対する経年重課、並びに燃費性能の優れた車両への平成28年度分の軽減特例措置のいわゆるグリーン化特例対応のシステム改修といたしまして70万2,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願をいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

続きまして、9ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。

12節役務費につきましては、行旅死亡人に係ります官報掲載の広告料、死体検案料に要する費用でございます。

13節委託料につきましては、セラピー広場管理業務委託に要する費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、9月の関東・東北豪雨における災害ボランティアセンター活動費用に要した人件費について大和町社会福祉協議会への補助金をお願いするものでございます。

28節繰出金につきましては、国保特別会計で減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、3款1項2目老人福祉費の20節扶助費につきましては、生活保護者の老人福祉施設への入所措置に伴う措置費に要する費用でございます。

28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への人件費に係る繰出し金の減額の補正をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

3款1項4目障害福祉費の19節負担金補助及び交付金につきましては、障害者が自立した生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを行う団体へ自発的活動支援としての補助金でございます。

20節扶助費につきましては、障害者の福祉サービス及び障害児通所サービス給付費に要する費用の見込額の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。

19節負担金補助及び交付金は、県後期高齢者医療広域連合への東日本大震災における一部負担金免除措置に係る市町村負担金分を増額補正するものでございます。

28節繰出金は後期高齢者医療特別会計への繰出金を増額するものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

7目臨時福祉給付事業費でございます。

7節賃金につきましては、事務補助員に係る賃金、12節役務費につきましては郵送料等の通信運搬費、13節委託料につきましては、システム改修費用の減額、19節負担金補助及び交付金につきましては、臨時福祉交付金の増加見込額の補正をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費でございます。

11ページをお願いいたします。

7節賃金から13節委託料につきましては、主に平成28年4月診療分からあんしん子育て医療費助成対象者の拡大を実施するために要します経費でございます。

7節賃金は認定申請書、受給者証の送付等の業務に係る事務補助員の賃金であります。

11節需用費はあんしん子育て医療費助成拡大の対象者への受給者証カバーの購入等の消耗品、あるいは受給者証周知用チラシ等の印刷製本代であります。

12節役務費はあんしん子育て医療費助成拡大に伴います認定申請書及び受給者証の郵送代でございます。

13節委託料はあんしん子育て医療費助成対象者の拡大に伴いますシステム改修費及びあんしん子育て医療費の審査支払い事務の実績見込みによりまして不足額について補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金は私立幼稚園就園費補助金の実績見込みにより補正をお願いするものでございます。

20節扶助費はあんしん子育て医療費助成及び心身障害者医療費助成費、未熟児養育医療給付費の実績見込みにより補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目保育所費の23節償還金利子及び割引料につきましては、平成26年度保育所運営費国庫負担金及び県負担金の確定精算によります国・県への償還金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

12ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、乳児家庭全戸訪問事業国庫補助金償還金の確定によります償還金の補正をお願いするものでございます。

28節繰出金につきましては、水道事業会計の留保水量の未計上分に係る繰り出し、個別合併処理浄化槽特別会計の人件費調整に伴う繰出金の補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

13ページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費でございます。こちらにつきましては、米のならし対策及び農地中間管理事業に係ります経費でございます。

19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、平成26年産米ならし対策繋ぎ資金利子補給に係るものでございます。利子の確定によります増額補正をお願いするものでございます。

また、農地集積集約化対策事業費補助金につきましては、相川地区及び砂金沢地区におきまして農地集積が進んだことによります地域集積協力金などがございます。

5款1項5目農地費につきましては、落合大角地区のため池整備事業及び農業集落排水事業に係るものでございます。

15節工事請負費につきましては、本年度の宮城県におきます農業農村整備事業の事業調整が行われたことによりまして、落合大角地区の本年度分の事業費割り当てが変更されましたこと及び入札の差金によります減額補正をお願いするものでございます。

28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額補正をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

5款2項1目林業振興費でございます。13節委託料につきましては林道石塚線の除草業務に係るものでございますが、本路線につきましては9月に発生しました関東・東北豪雨によりまして路面洗掘など被災いたしましたことから災害復旧とあわせて施工する必要がございましたので、本委託料の減額補正をお願いするものでございます。

6款1項1目商工総務費につきましては、人件費の調整でございます。

6款1項2目商工振興費につきましては、中小企業振興資金及び企業立地奨励金等に係るものでございます。中小企業振興資金につきましては、当初貸付額を前年ベースの1億5,000万円と考えておりましたが、11月末現在で1億2,000万円の借り受けがございましたことから、今後の見込み分につきまして増額補正をお願いするものでございます。

11節需用費の修繕料につきましては、企業立地歓迎看板の修正に係るものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、振興資金に係ります保証料の増額補正をお願いするものでございます。補助金につきましては振興資金に係ります利子補給費の増額補正をお願いするものでございます。また、企業立地奨励金につきましては、企業立地促進法及び震災復興特区法の制度期限に伴いまして、固定資産税等の確定により増額補正をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

21節貸付金につきましては、中小企業振興資金に係ります預託金の増額補正をお願いするものでございます。

22節補償補填及び賠償金の補償金につきましては、振興資金に係ります損失補償料の増額補正をお願いするものでございます。

6款1項3目観光費でございます。3節職員手当等の時間外勤務手当につきましては、本年1月に撮影が行われましたNHKのBSドラマ「独眼竜花嫁道中」に係ります関係課職員の時間外勤務手当でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、東日本放送開局40周年記念映画「殿、利息でござる」これに係ります町PR用ののぼり、懸垂幕などの消耗品代でございます。

13節委託料につきましては、映画「殿、利息でござる」に係ります町PR用のパンフレットなどの作成に係る経費でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 (佐々木哲郎君)

続きまして、7款2項1目道路維持費になります。

12節につきましては、本年度新たに購入しました歩道用除雪機械3台の自賠責等に

係る保険料でございます。金額が12万1,000円となっております。

続きまして、16ページをお開きください。

7款4項2目下水道費になります。

28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰出金2,450万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、7款4項3目公園費になります。

13節委託料につきましては、リサーチパーク及び杜の丘3丁目の支障木伐採に要する費用441万4,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

17ページをお願いします。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費でございます。11節需用費でございますけれども、消耗費、消防団の皆様に靴を整備したことによります精算をするものでございます。

続きまして、3目消防施設費でございます。17節公有財産購入費でございます。1,311万1,000円でございます。土地の購入費でございます。旧仙台法務局大和出張所のポンプ小屋、また入口等の購入に当たるものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 (櫻井和彦君)

続きまして、9款教育費1項教育総務費2目事務局費でございます。

7節賃金につきましては、事務補助員雇用に要するものでございます。

11節需用費につきましては、難波分校へ閉校に伴います梱包資材等の購入費用となるものでございます。

次に、18ページのほうになります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、難波分校閉校事業実行委員会への補助

金の補正をお願いするものでございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費でございます。18節備品購入費につきましては、小野小学校の児童数、保護者数増加に伴いまして児童用の机、椅子、体育館用のパイプ椅子の購入に要する費用の補正をお願いするものでございます。

2目教育振興費でございます。20節扶助費につきましては、関東・東北豪雨で被災をいたしました小学校の児童保護者に対し就学援助を行うものでございます。

次に、3項中学校費2目教育振興費でございます。20節扶助費につきましては、小学校と同様、関東・東北豪雨で被災しました中学校の生徒保護者に対し就学援助を行うものでございます。

次に、3目11節需用費でございます。宮床中学校の電源用の架空電線修繕等に要する費用の補正をお願いするものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

5目になります。教育ふれあいセンター管理費でございます。11節需用費でございます。これにつきましては、鶴巣教育ふれあいセンターの消防設備及び防犯カメラの修繕に要する費用の補正をお願いするものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

次に、9款5項保健体育費3目の自転車競技場の管理費でございます。

13節委託料98万2,000円につきましては、施設管理業務委託費の決定に伴うものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

先ほどのちょっと説明の中で、事項別明細書17ページで、7款5項1目住宅管理費でございます。その中の11節需用費と、それから12節役務費について説明が漏れてしまいましたので、説明させていただきたいと思っております。

11節需用費につきましては、西原住宅1号棟の給水ポンプの修繕に係る費用78万

9,000円でございます。それから、手数料につきましては、住宅のハウスクリーニングに係る6戸分の費用25万8,000円をお願いするものでございます。

済みません、20ページをお願いしたいと思います。

10款2項公共土木施設災害復旧費4目道路橋梁災害復旧費になります。15節工事請負費につきましては、ことし3月の大雨により被災いたしました町道小鶴沢線の復旧工事に要する費用321万6,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

10款3項3目農林施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては財源の調整でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

続きまして、同じく4目公共土木施設災害復旧費になります。15節工事請負費につきましては、現在行われています国の災害査定に係る道路の復旧費用並びに町単独災害の道路・河川・公園に係る復旧工事に要する費用、合わせて1億986万8,000円をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

5目教育施設災害復旧費でございますが、こちら、既設の予算では現年単独災害復旧費として1,500万円を計上しておりましたが、落合小学校分が補助該当見込みとなったものでございますので、現年補助災害復旧費といたしまして705万6,000円を措置いたしまして、鶴巣小学校につきましては復旧事業費を1,500万円として見込みまし

て、現年単独災害復旧等費といたしましては200万円の減額を行いまして、あわせて15節工事請負費の分といたしまして505万6,000円の補正をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

11款公債費でございます。

1項1目元金償還金増加でございます。これは、平成26年度分の防災無線放送施設整備事業に係ります借り入れでございますが、緊急防災分ということで据え置きがなく、当初予算で未計上であった分を今回償還金元金1,007万3,000円を計上お願いするものでございます。

2目利子につきましては、21ページをご参照お願いいたします。

この節につきましては、予算編成時の端数の調整をこの節で行っていったものと、また利率が想定より下回った分がございましたので、15万5,000円の減額で調整を行うものでございます。

一般会計歳出につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、議案書の36ページをお願いいたします。

議案第70号でございます。平成27年度大和町国民健康保険事業勘定別会計補正予算(第1号)でございます。

平成27年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,784万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,625万5,000円とするものでございます。

2項でございます。歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書の32ページをお願いいたします。

歳入でございます。

9款1項1目一般会計繰入金は、職員人件費等の繰入金でございます。減額するものでございます。

10款1項2目その他繰越金は、前年度からの繰越金を増額するものでございます。

33ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、2節から4節までは職員人件費の減額を行うものでございます。

2款1項3目一般被保険者療養費は、療養費の実績見込みによる増額と、台風18号豪雨による一部負担金減額措置分を増額するものでございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、高額療養費の実績見込みによる増額をするものでございます。

34ページをお願いいたします。

9款1項3目償還金は、平成26年度療養給付負担金確定見込みによります返還金が生じたための補正でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

議案書38ページをお願いいたします。

議案第71号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,308万1,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出の補正の款、項の区分等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の39ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員給与費等の繰り入れの減額でございます。

2項1目につきましては、財政調整基金からの繰り入れをお願いするものでございます。

40ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の2節から4節につきましては、人件費の調整に係る減額補正でございます。

2款4項1目特定入所者介護サービス等費の19節につきましては、特定入所者介護サービス等費の給付に要する費用の補正をお願いするものでございます。

4款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の2節から4節につきましては、人件費の調整に係る減額補正でございます。4節共済費の社会保険料及び7節賃金につきましては、1月から社会福祉士の配置によります賃金等の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

議案第72号でございます。

議案書40ページをご参照をお願い申し上げます。

平成27年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第1号)であります。

事項別明細書は46ページをお開きをお願い申し上げます。

平成27年度大和町の宮床財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めると頃によるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ266万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,243万9,000円とするものでございます。

第2項につきましては、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は議案書41ページ「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでご

ございます。

それでは、事項別明細書46ページをご参照お願いいたします。

まず、歳入でございます。

2款1項1目繰入金、基金繰入金、財産造成基金繰入金であります。歳出の見合い額より繰越金額を差し引いた額118万7,000円を追加して、繰入金総額908万6,000円とするものでございます。

3款1項1目繰越金につきましては、26年度よりの繰越金148万1,000円を追加するものでございます。

次に、歳出でございます。

2款1項2目総務費、総務管理費、財産管理費であります。

28節繰出金につきましては、一般会計のほうでもご説明申し上げました宮床財産区有地梅の木平の土砂崩落、これは関東・東北豪雨災害で土砂が崩落した事業につきまして、災害復旧費のほうで事業を進行した関係上、その費用につきまして一般会計繰出しをするものでございます。

引き続きまして、議案第73号でございます。議案書42ページをお開きをお願い申し上げます。

事項別明細書につきましては、次のページ47ページ、48ページをご参照お願いいたします。

議案第73号 平成27年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第2号）であります。

平成27年度大和町の落合財産区特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ523万1,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、議案書43ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書48ページをお開きをお願いいたします。

歳入であります。

3款繰越金1項繰越金1目繰越金であります。7万1,000円を追加し、歳出見合いで7万1,000円を追加し、合計18万1,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費であります。

8 節報償費であります。管理委員の辞任によりまして補充選任を要する事案となりましたことから、推薦委員の謝礼といたしまして 7 万 1,000 円を報奨金として追加をいたすものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書 44 ページをお願いいたします。

議案第 74 号でございます。平成 27 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

平成 27 年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 72 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,176 万 7,000 円とするものでございます。

2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表によるものでございます。

事項別明細書の 50 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4 款 1 項 1 目事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰入金の増額でございます。

続きまして、歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、2 節、3 節、4 節、職員人件費の増額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

続きまして議案書の 46 ページをお願いいたします。

議案第75号 平成27年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。
平成27年度大和町の下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ808万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,050万1,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条地方債の補正であります。地方債の追加は第2表地方債補正によるものでございます。

48ページをお願いします。

第2表地方債補正であります。

平成27年9月関東・東北豪雨に伴います現年災害復旧事業債として限度額660万円とし、借入計上するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

明細につきましては、事項別明細書55ページをお願いします。

歳入であります。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金は、平成27年9月関東・東北豪雨に伴います復旧工事の補助金予定額について補正計上するものであります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金は、人件費の調整のほか災害復旧工事について国庫補助金の歳入及び起債を見込んだことによる減額並びに公課費、公債費について実績見込みによる減額補正を行うものであります。

6款諸収入2項1目雑入につきましては、消費税還付金及び還付加算金の確定に伴う補正であります。

7款町債1項1目下水道債につきましては、災害復旧費の国庫補助金を除きます町負担に起債を充てようとするものであります。

次に、56ページ、歳出であります。

1款土木費1項1目一般管理費であります。人件費の調整のほか、需用費及び公課費に係る補正でございます。

2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、人件費の調整によるものでございます。

11節需用費については、修繕料で汚水管路のたわみにより流れが滞っている箇所の修繕工事を予定しておりまして、当初予算において通常掘削修繕工事として積算しておりました。入札の結果不落が続きましたので、内容を精査した結果、既設埋設管における作業で効率が落ちるため、作業日数等はふえることによります増額補正をお願いするものでございます。

27節公課費については、消費税及び地方消費税の実績見込額への減額補正であります。

次に、2項下水道建設費1目建設費につきましては、単独事業費に係る補正でございますが、財源内訳の組み替えを行うとともに、2節給料、3節職員手当、4節共済費、いずれも人件費調整に伴う補正でございます。

57ページをお願いします。

2款公債費1項1目元金については、財源内訳の組み替えであります。

2目利子については、起債借入金の利子償還の実績見合いにより減額補正するものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

続きまして、議案書の49ページをお願いします。

議案第76号 平成27年度大和町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成27年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ62万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,164万円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

事項別明細書の63ページをお願いします。

歳入であります。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に伴います財源調整による減額補正でございます。

歳出であります。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費であります。

3節職員手当、4節共済費、いずれも人件費の調整による補正でございます。

続きまして、議案書51ページをお願いします。

議案第77号 平成27年度大和町戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）であります。

平成27年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,860万6,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別明細68ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金については、人件費の調整に伴います財源調整によります減額補正でございます。

5款繰越金1項1目繰越金については、歳出見合いの補正計上であります。

69ページ、歳出であります。

1款合併処理浄化槽1項1目一般管理費2節給料、3節職員手当、4節共済費については、人件費の調整によるものであります。

11節需用費の修繕料であります。浄化槽の附属品でありますブロワーについて、部品がなく修理ができないものも出てきておりますことから、製品の交換に必要な額について補正をお願いするものでございます。

2項合併処理浄化槽建設費1目合併処理浄化槽建設費であります。人件費のほか、工事費の補正であります。

3節職員手当、4節共済費については、人件費の調整による減額補正であります。

15節工事請負費については、当初予定しておりました基数10基について、現在8基の設置または施工中となっております。今後、申し込み等を勘案し、設置基数2基分の工事費について補正をお願いするものであります。

2款公債費1項2目利子でございます。起債借入金の利子償還について、利率確定により減額補正をお願いするものでございます。

次に、53ページをお願いします。

議案第78号 平成27年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申

し上げます。

第1条総則です。平成27年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。平成27年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

第1款水道事業収益に4,496万4,000円を追加し、合計を9億7,973万3,000円とし、第2項営業外収益にも同額を追加し、合計1億9,378万4,000円とするものであります。

支出であります。

第1款水道事業費用に3,016万4,000円を追加し、合計を9億2,245万7,000円とし、1項営業費用にも同額を追加し、合計を8億9,733万円とするものであります。

次に、第3条資本的支出でございます。予算第4条本文括弧書き中2億5,733万1,000円を2億4,925万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金を1億5,633万1,000円を1億4,825万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

第1款資本的支出を807万3,000円減額し、合計を3億29万9,000円とし、1項建設改良費も同額を減額し、2億6,189万3,000円とするものであります。

次に、第4条債務負担行為であります。予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正するものであります。

追加です。

2項として各種水道メーター購入の単価契約であります。平成28年度当初より使用するため、債務負担行為を予定するもので、27年度末より購入事務を行うため期間を27年度から28年度とし、限度額を3,000万円とするものでございます。

次に、第5条議会の議決を得なければ流用することができない経費であります。

予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

(1) 職員給与費を3,786万6,000円とするものでございます。

54ページをお願いします。

第6条他会計からの補助金であります。予算第8条中、8,790万2,000円を1億3,286万6,000円に改めるものであります。

明細につきましては、大和町水道事業会計補正予算実施計画書でご説明申し上げます。

す。

事項別76ページをお願いします。

平成27年度大和町水道事業会計補正予算内訳書、収益的収入及び支出であります。
収入であります。

1 款水道事業収益 2 項営業外収益 1 目他会計補助金の一般会計補助金であります。
留保見合い分の未計上分で、4,496万4,000円を補正計上するものでございます。
支出であります。

1 款水道事業費用 1 項 1 目浄配水費の人件費につきましては減額となるものの、受
水費については本年度実績見込みにより増額補正するものであります。

4 目減価償却費の有形固定資産減価償却費につきましては、精算見込みにより増額
補正するものでございます。

77ページです。

資本的支出であります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目配水管布設事業費の管工事で、落合舞野地区で
1 級河川鳴瀬川水系吉田川にかかります北河原橋の架け替え工事に伴います水道管
添架工事を予定しておりましたが、橋梁架け替え事業主体であります東北整備局北
上川下流河川事務所において上部工工事請負者決定に不測の日数を要し、協議の結
果年度内に水道管添架工事に着手ができない状況となったため、管工事費807万
3,000円を減額補正するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

続きまして、議案書55ページをお願いします。

あわせまして、議案第79号関係説明資料をご用意いたします。

議案第79号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第
244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いをするものでございます。

1 としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる
団体の名称でございます。大和町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する

ございます。

また、これまでの当該施設管理を通じて得た知識と経験により、施設の安全な維持管理を行い、これまでの実績等からも町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定により非公募としたものでございます。

資料の3ページをお願いいたします。

6. 選定経過につきましては、平成27年7月22日及び同年10月7日開催の大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会において現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的な評価を行い、次期の指定管理者の選定方法については前記の理由により非公募としたものでございます。選定に当たっては大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱に基づき、総合評価の結果及び関係書類等をもとに選定委員会において各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしていることから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7. 指定管理料につきましては、当該施設管理に係る指定管理料は無償とするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 (大塚弘志君)

議案書56ページをお願いいたします。

議案第80号でございます。指定管理者の指定について。

本町の公の施設のかかる指定管理者として、下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称。(大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設について) でございます。

申しわけありません。詳細につきましては別冊の議案第80号関係説明資料でご説明申し上げます。

1ページ目をお願いいたします。

1. 施設の名称及び位置でございます。難波生活改善センターにつきましては、宮床字新田下71番地。舞野生活改善センターにつきましては落合舞野字上舞野東2番地、八志田・沢渡生活改善センターにつきましては、吉田字日水36番地の1、松坂生活改善センターにおきましては、落合松坂字赤坂4番地の3、中野構造改善センターにつきましては、宮床字高屋敷54番地の1、砂金沢コミュニティセンターにつきましては、鶴巢北目大崎字的場49番地の1、下草コミュニティセンターにつきましては、鶴巢下草字迫127番地の1、北目コミュニティセンターにつきましては、鶴巢北目大崎字長在家畑44番地の1、向原コミュニティセンターにつきましては、宮床字兎野一番6番地の3。

これから以降につきましては財政課所管でありますけれども、私のほうでご説明申し上げます。

峰コミュニティセンターにつきましては、吉田字峯24番地、高田コミュニティセンターにつきましては、吉田字要害川原55番地の1でございます。

2. 施設の管理者となる団体の名称でございます。

施設の名称と指定管理者の順に読み上げ、ご説明申し上げます。

難波生活改善センターにつきましては、難波地区組合、以降代表者名と所在地につきましては説明を省略させていただきますことをお願いしたいと思います。

舞野生活改善センターにつきましては、上舞野実行組合、八志田・沢渡生活改善センターにつきましては、八志田・沢渡生活改善協議会、松坂生活改善センターにつきましては、松坂相愛会、中野構造改善センターにつきましては、中野地区組合、砂金沢コミュニティセンターにつきましては、砂金沢区、下草コミュニティセンターにつきましては下草区、北目コミュニティセンターにつきましては、北目区、向原コミュニティセンターにつきましては、向原地区組合、峰コミュニティセンターにつきましては、峰コミュニティセンター運営委員会、高田コミュニティセンターにつきましては、高田区、以上でございます。

3. 指定管理期間につきましては、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年。

4. 募集方法につきましては、非公募でございます。

3ページ目をお願いいたします。

5. 非公募の理由でございます。前記の各施設につきましては、現在地区で組織する組合等が指定管理者として受託管理している施設でございます。当該団体につきましては、地域住民の生活改善と豊かな環境づくりを図るという設置目的を理解し、そ

れに沿いました良好な管理を行ってきております。また、これまでの当該施設管理を通じて得た知識と経験により、施設の安全な維持管理を行い、地域に寄り添った豊かな生活環境づくりに寄与した施設運営が認められ、これまでの実績等からも町の求める水準を十分に満たし、今後も安定的な維持管理が期待できることから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定により非公募といたしたものでございます。

6. 選定経過でございます。平成27年7月22日及び同年10月7日開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会（以下選定委員会と表記いたします）におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由により非公募といたしたものでございます。

選定に当たりましては、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱に基づき、総合評価の結果及び関係書類等をもとに選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから、指定管理者の候補者として選定をいたしたものでございます。

7. 指定管理料。当該施設管理に係ります指定管理料は無償といたすものでございます。

次に、議案書57ページをお願いいたします。

議案第81号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称につきましては、大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設でございます。

詳細につきましては別冊の議案第81号関係説明資料でもってご説明を申し上げたいと思います。

1 ページをお願いいたします。

1. 施設の名称及び位置でございます。施設の名称と位置につきましてご説明をします。

大和町農林経営センターにつきましては、吉田字八合田21番地の3、大和町石倉多目的集落センターにつきましては、小野字長岫14番地の39でございます。

2. 施設の管理者となります団体の名称でございます。

1. 大和町農林経営センターにつきましては、反町中地域振興協議会、以降代表者名と所在地につきましては説明を省略させていただきたいと思っております。大和町石倉多目的集落センターにつきましては、石倉町内会でございます。

3. 指定期間でございます。平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年。

4. 募集方法につきましては、非公募でございます。

5. 非公募の理由でございます。前記の各施設につきましては、現在地区で組織する組合等が指定管理者として受託管理をしている施設でございます。当該団体につきましては、地域住民の生活改善と豊かな環境づくりを図るという設置目的を理解し、それに沿った良好な管理を行ってきております。また、これまでの当該施設管理を通じて得た知識と経験により、施設の安全な維持管理を行い、地域に寄り添った豊かな生活環境づくりに寄与した施設運営が認められ、これまでの実績等からも町の求める水準を十分に満たし、今後も安定的な維持管理が期待できることから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定により非公募といたしましたものでございます。

6. 選定経過でございます。平成27年7月22日及び同年10月7日開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会（以下選定委員会と表記します）におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由により非公募といたしましたものでございます。

選定に当たりましては、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱に基づき、総合評価の結果及び関係書類等をもとに選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから、指定管理者の候補者として選定をいたしましたものでございます。

7. 指定管理料。当該施設管理に係ります指定管理料は無償とするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により12月3日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、12月3日は休会とすることに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、4日の午後1時30分です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時53分 延 会